

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【事業年度】	第83期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社エスライン
【英訳名】	S LINE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山口 嘉彦
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役 白木 武
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役 白木 武
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第79期	第80期	第81期	第82期	第83期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
営業収益 (百万円)	46,858	49,136	48,999	47,782	48,254
経常利益 (百万円)	1,525	1,756	1,058	1,629	1,431
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	986	969	3,118	971	966
包括利益 (百万円)	1,088	1,191	3,165	1,298	1,033
純資産額 (百万円)	20,105	21,108	23,821	24,922	25,660
総資産額 (百万円)	33,868	36,678	40,597	40,808	41,643
1株当たり純資産額 (円)	1,822.48	1,913.40	2,197.15	2,298.75	2,366.00
1株当たり当期純利益 (円)	91.24	87.88	285.23	89.57	89.11
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	59.36	57.55	58.68	61.07	61.62
自己資本利益率 (%)	5.09	4.70	13.88	3.98	3.82
株価収益率 (倍)	14.98	12.16	2.98	10.15	10.22
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,773	2,600	2,283	2,722	2,729
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,377	3,566	791	4,161	3,628
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	350	1,388	541	1,590	788
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	4,009	4,432	6,965	3,934	3,824
従業員数 (名)	2,100	2,081	2,114	2,149	2,117
(外、平均臨時雇用者数)	(1,290)	(1,266)	(1,273)	(1,245)	(1,192)

(注) 1 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

- 当社は第79期より取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を、第81期より当社の一部のグループ会社社員対象の株式給付信託制度「株式給付信託(J-E SOP)」を導入し、当該信託のために設定した、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第79期	第80期	第81期	第82期	第83期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
営業収益 (百万円)	626	804	848	723	826
経常利益 (百万円)	378	550	563	460	534
当期純利益 (百万円)	391	312	593	458	534
資本金 (百万円)	2,237	2,237	2,237	2,237	2,237
発行済株式総数 (千株)	11,095	11,095	11,095	11,095	11,095
純資産額 (百万円)	10,699	11,019	11,090	11,534	11,707
総資産額 (百万円)	11,230	16,880	19,097	18,672	20,192
1株当たり純資産額 (円)	969.89	998.90	1,022.94	1,063.92	1,079.45
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	17 (-)	18 (-)	18 (8)	22 (8)	22 (8)
1株当たり当期純利益 (円)	36.23	28.29	54.27	42.24	49.26
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	95.27	65.28	58.07	61.77	57.98
自己資本利益率 (%)	3.80	2.87	5.37	4.05	4.60
株価収益率 (倍)	37.73	37.78	15.68	21.52	18.49
配当性向 (%)	46.92	63.63	33.17	52.08	44.66
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	134.6 (115.9)	107.4 (110.0)	87.9 (99.6)	95.7 (141.5)	98.1 (144.3)
最高株価 (円)	1,367	1,451	1,070	1,049	978
最低株価 (円)	920	988	664	706	875

- (注) 1 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 2 「従業員数」については、純粹持株会社であり業務を委託しているため、従業員はおりません。
- 3 当社は第79期より取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を、第81期より当社の一部のグループ会社社員対象の株式給付信託制度「株式給付信託(J-E SOP)」を導入し、当該信託のために設定した、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 4 最高株価および最低株価は第80期以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。第79期は、2018年3月20日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2【沿革】

会社設立以来の主な沿革は次のとおりであります。

- 1947年3月 岐阜合同産業株式会社を設立。本社を岐阜市鶴田町3丁目24番地に置く、資本金18万円、車両30台。
- 1948年8月 岐阜トラック株式会社に商号変更。
- 1949年9月 一般区域貨物自動車運送事業を開始。
- 1949年10月 岐阜トラック運輸株式会社に商号変更。
- 1949年12月 一般路線貨物自動車運送事業を開始。
- 1956年12月 那加トラック運輸株式会社（現株式会社エスライン各務原 連結子会社）系列化。
- 1958年3月 倉庫業経営許可。
- 1961年10月 船津運輸株式会社（現株式会社エスラインヒダ 連結子会社）系列化。
- 1964年1月 羽島トラック株式会社（現株式会社エスライン羽島 連結子会社）系列化。
- 1966年2月 岐北トラック株式会社（現株式会社エスラインミノ 連結子会社）系列化。
- 1966年6月 郡上トラック株式会社（現株式会社エスライン郡上 連結子会社）系列化。
- 1969年2月 阪九運送株式会社（現株式会社エスライン九州 連結子会社）系列化。
- 1969年3月 Sライン日本グループ結成、全国輸送ネットワーク確立。
- 1971年3月 岐南町に本社社屋新築し、本社総合ターミナル完成。本社を所在地の岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地に移転。
- 1972年4月 商号を株式会社エスラインギフに変更。
- 1977年7月 株式会社スワロー急送（連結子会社）を系列として設立。
- 1978年5月 名古屋店頭市場に株式店頭登録。
- 1980年4月 名古屋証券取引所市場第二部に株式上場。
- 1982年5月 株式会社宅配百十番一宮（現株式会社スリーエス物流 連結子会社）を系列として設立。
- 1985年5月 株式会社東京宅配百十番墨田（現株式会社スワロー物流東京 連結子会社）を系列として設立。
- 1996年11月 通関業許可。
- 1999年5月 特定旅客自動車運送事業許可。
- 2000年8月 一般貸切旅客自動車運送事業許可。
- 2006年10月 会社分割により純粋持株会社に移行し、商号を株式会社エスラインに変更。事業承継会社として、株式会社エスラインギフ（連結子会社）を設立。
- 2014年3月 株式会社エスラインギフ名古屋第2センターにて太陽光発電による売電事業を開始。
- 2017年3月 東京証券取引所市場第二部に株式上場。
- 2018年3月 東京証券取引所および名古屋証券取引所の市場第一部に指定。
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行。
名古屋証券取引所の市場区分の見直しにより、名古屋証券取引所の市場第一部からプレミア市場に移行。

3【事業の内容】

有価証券報告書提出会社（以下、「当社」という。）の企業グループは、子会社20社（連結子会社18社、持分法適用子会社1社、持分法非適用子会社1社）および関連会社1社で構成し、その事業内容の主たるものは物流関連事業であり、各社がそれぞれの区域と分野を分担しながら有機的に結合し、相互に協力して事業活動を展開しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業内容を示せば概ね次のとおりであり、連結子会社18社は貨物自動車運送事業を主力としております。

また、(株)エストピアは損害保険代理業を、(株)宅配百十番商事は産地直送品の販売と各専門分野においてそれぞれの事業区域で当社グループ（当社および当社の関係会社）の事業を補完しております。

当社グループの主な事業に係わる位置付け、およびセグメントとの関連は次のとおりであります。

(1) 物流関連事業

・貨物自動車運送事業

エスライングループの基盤とする事業として、特別積合せに係る運行を、(株)エスラインギフ、(株)エスライン九州、(株)エスラインヒダおよび他の連結子会社5社が営み、その主要な運行系統は札幌から鹿児島までの主要都市を結ぶ幹線道路を軸としております。

また、上記の連結子会社および他の連結子会社10社ならびに関連会社1社は、特別積合せ以外の一般貨物自動車運送事業を営んでおります。

・倉庫業

寄託を受けた貨物について物流の一環として倉庫事業を、(株)エスラインギフが神奈川県、岐阜県、静岡県および愛知県で、(株)エスラインヒダ、(株)エスライン羽島、(株)エスラインミノおよび(株)スワロー急送が岐阜県で、(株)スリーエス物流が愛知県で、(株)スワロー物流大阪が大阪府で、(株)スワロー物流上尾が埼玉県でそれぞれ営んでおります。

・自動車整備事業

(株)エスラインギフは自動車整備工場（運輸局指定工場）を活かして、自動車の整備を千葉県、岐阜県および大阪府で営んでおります。

・情報処理サービス業

(株)エスラインギフは情報処理システムを利用して、物流関連の付加価値通信サービスやソフトウェアの開発事業等を営んでおります。

・損害保険代理業

(株)エスラインギフ、(株)エスライン九州および一部の連結子会社ならびに(株)エストピアは取扱貨物等の損害保険代理業を営んでおります。

・その他

(株)宅配百十番商事は(株)エスラインギフの物流ネットワークを利用して、産地直送品の販売を営んでおります。

また、(株)エスラインギフおよび一部の連結子会社は、事業所等の一部を賃貸（不動産賃貸事業を除く。）しております。

(2) 不動産関連事業

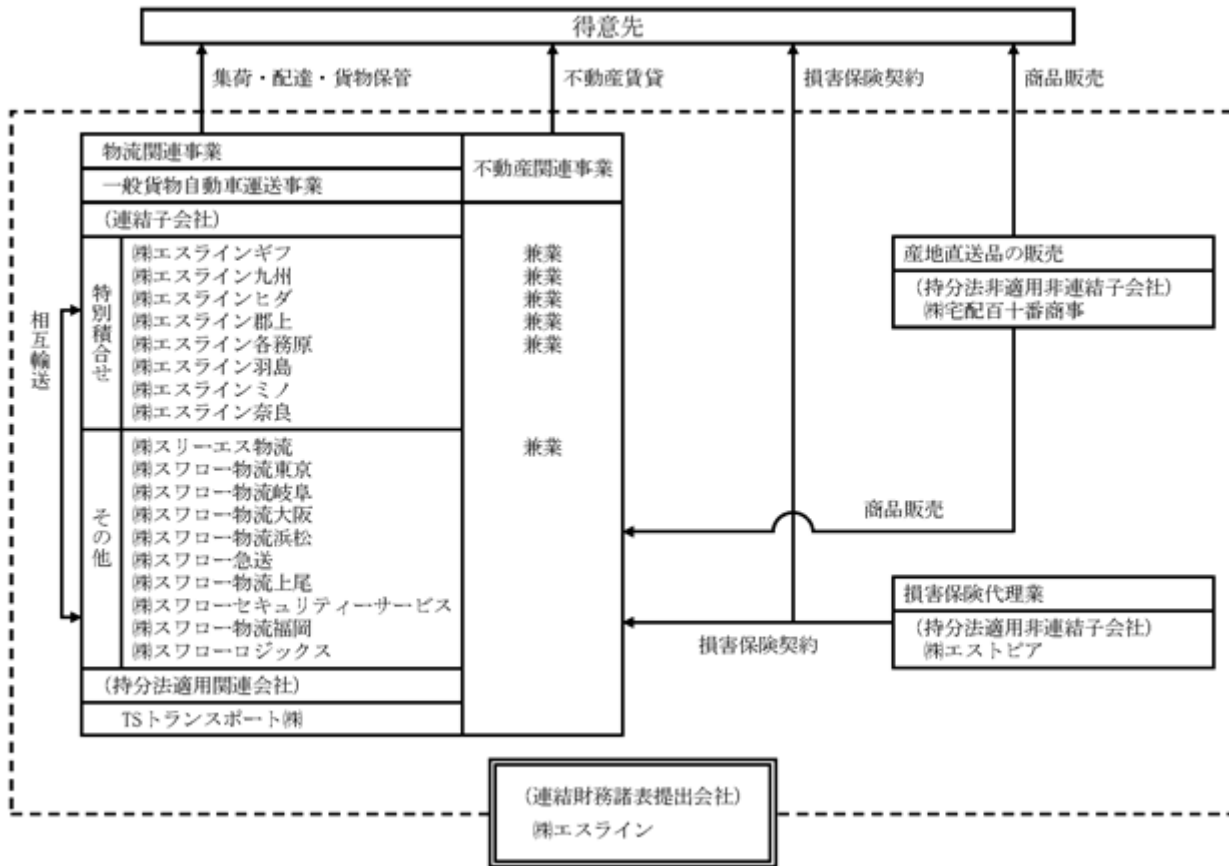
(株)エスラインギフおよび一部の連結子会社はグループ外を対象とした不動産賃貸事業を営んでおります。

(3) その他

(株)エスラインギフは旅客自動車運送事業を営んでおります。

また、(株)エスラインギフおよび(株)スリーエス物流は、売電事業を営んでおります。

事業内容の事業の系統図は概ね次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)
(連結子会社)				
(株)エスラインギフ	岐阜県羽島郡岐南町	50	物流関連事業	100.00
(株)エスライン九州	鹿児島県鹿児島市	80	物流関連事業	100.00
(株)エスラインヒダ	岐阜県高山市	55	物流関連事業	100.00
(株)スリーエス物流	愛知県一宮市	50	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流岐阜	岐阜県羽島郡岐南町	40	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流東京	埼玉県川口市	20	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流大阪	大阪府東大阪市	20	物流関連事業	100.00
(株)エスライン奈良	奈良県天理市	20	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流浜松	静岡県浜松市中区	20	物流関連事業	100.00
(株)エスライン郡上	岐阜県郡上市	10	物流関連事業	100.00
(株)エスラインミノ	岐阜県羽島郡岐南町	10	物流関連事業	100.00
(株)スワロー急送	岐阜県羽島郡岐南町	10	物流関連事業	100.00
(株)エスライン各務原	岐阜県各務原市	10	物流関連事業	100.00
(株)エスライン羽島	岐阜県羽島市	10	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流上尾	埼玉県上尾市	10	物流関連事業	100.00
(株)スワローセキュリティーサービス	岐阜県羽島郡岐南町	10	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流福岡	福岡県福岡市東区	10	物流関連事業	100.00
(株)スワローロジックス	岐阜県羽島郡岐南町	10	物流関連事業	100.00
(持分法適用非連結子会社)				
(株)エストピア	岐阜県羽島郡岐南町	10	損害保険代理業	50.00
(持分法適用関連会社)				
T S トランスポート(株)	愛知県一宮市	80	物流関連事業	49.00

なお、関係内容は次のとおりであります。

名称	役員の兼任		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	その他
	当社役員 (名)					
(連結子会社)						
(株)エスラインギフ	6	融資	業務委託 経営指導	事務所賃借	債務保証	
(株)エスライン九州	2	融資	経営指導	なし	債務保証	
(株)エスラインヒダ	2	なし	経営指導	なし	なし	
(株)スリーエス物流	3	融資	経営指導	なし	債務保証	
(株)スワロー物流岐阜	1	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)スワロー物流東京	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)スワロー物流大阪	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)エスライン奈良	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)スワロー物流浜松	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)エスライン郡上	2	融資	経営指導	なし	なし	
(株)エスラインミノ	1	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)スワロー急送	1	融資	経営指導	なし	なし	
(株)エスライン各務原	2	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)エスライン羽島	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)スワロー物流上尾	1	融資	経営指導	なし	なし	
(株)スワローセキュリティーサービス	1	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)スワロー物流福岡	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)スワローロジックス	2	なし	経営指導	なし	なし	
(持分法適用非連結子会社)						
(株)エストピア	2	なし	なし	なし	なし	
(持分法適用関連会社)						
T S トランスポート(株)	1	なし	なし	なし	なし	

(注) 1 「主要な事業の内容」には、セグメントの名称を記載しております。

2 (株)エスラインギフは特定子会社となっております。

3 当社を除き有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 (株)エスラインギフ、(株)スリーエス物流については、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(株)エスラインギフ

営業収益 34,463百万円、 経常利益 390百万円、 当期純利益 256百万円、
純資産額 5,149百万円、 総資産額 28,672百万円

(株)スリーエス物流

営業収益 5,257百万円、 経常利益 342百万円、 当期純利益 225百万円、
純資産額 2,082百万円、 総資産額 4,286百万円

5 前連結会計年度において連結子会社でありました(株)宅配百十番岐阜は、2021年10月1日付で(株)スワロー物流(同日付で商号を(株)スワロー物流岐阜に変更)と合併したため、連結の範囲から除外しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

区分	セグメントの名称				合計
	物流関連事業	不動産関連事業	その他	全社（共通）	
従業員数（名）	2,056 (1,150)	- (-)	2 (31)	59 (11)	2,117 (1,192)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
3 全社（共通）は、(株)エスラインギフの総務部門等管理部門に係る従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
-	-	-	-

- (注) 純粋持株会社であり業務を委託しているため、従業員はおりません。

(3) 労働組合の状況

連結子会社3社には、単一組織の労働組合があります。

組合員数は2022年3月31日現在1,280名であります。

なお、このうちエスラインギフ労働組合およびエスラインヒダ労働組合は、上部団体全日本運輸産業労働組合連合会に加盟しております。

当社グループの労使関係は円満に運営されており、当社グループと組合との間には特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、会社設立以来、社是「和」のもと、「法の遵守」、「社会貢献」、「環境と顧客の優先」、「全員参加」を経営の基本理念として掲げ、「ときめき（自主性）、ひらめき（創造性）、こだわり（独自性）」の精神を持って、事業運営に取り組み、「エスラインブランドを築く」ことを経営のビジョンとしております。今後につきましても株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実な事業の発展と企業価値の安定的な向上に注力してまいりたいと考えております。

(2) 中長期的な経営戦略に基づく取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要 株式会社の支配に関する基本方針について」の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、陸軍統制令や終戦により統合・分離を経て、1947年に「岐阜トラック運輸株式会社」として設立以来、貨物自動車運送事業を中心として、全国配送に向けた輸送路線網の充実や拠点の整備、大量高速輸送時代に先駆けしたトレーラー輸送の開始、Sライン日本グループによる全国輸送ネットワーク体制の確立、業界初のオンラインシステム（スリーエスシステム）の稼働、子会社化方式による輸送周辺領域業務の取り組み等、お客様の様々なニーズにお応えすべく注力してまいりました。

また、当社は、グループ体制のさらなる発展と結束力の強化、収益力の向上、また、各事業会社の迅速な意思決定と環境変化にも機動的かつ柔軟な対応を図ることにより企業価値を高めることを目的として、会社分割によって2006年10月に純粋持株会社体制に移行し、現在に至っております。

当社グループは、貨物自動車運送事業のうち、主に小口商業貨物輸送（特別積合せ）事業を営むエスライングループ8社と、地域や顧客に特化した物流サービス全般を行う事業会社10社および損害保険代理業や産地直送品販売を行う事業会社2社からなるスワログループ12社の合計20社で構成され、札幌から鹿児島までを結ぶ路線内に支店・営業所を有しておりますが、主には東京から福岡までの太平洋ベルト地帯を事業基盤としてトラック輸送を中心とした物流関連事業を営んでおります。

当社は、持株会社体制への移行により、貨物自動車運送事業、倉庫業、物品販売事業、情報処理事業、自動車整備事業等、輸送事業とその関連周辺分野を中心とした事業領域において経営資本を投下し管理体制を敷き、事業の効率化と生産性向上を推進することにより、当社グループの一層の利益体質の確立と企業価値の向上を図り、総合物流企業としてさらなる発展と飛躍を目指して、日々注力しております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

< 当社の中期経営計画 >

名称

“ ありがとう創造計画 ”

計画期間

2022年4月1日から2025年3月31日（3か年）

中期経営計画のテーマ

長期ビジョンで目指す事業像『商品を送る安心と、受け取る嬉しさをつなぐ、ありがとう創造企業』を実現するために、『荷物を運ぶ、保管する、その最適な方法をお客様とともに考える事で、お客様に「ありがとう」と思われる会社』になる。また、『働き方改革を通じ、社員からも「ありがとう」と思われる会社』になる、といった、たくさんの「ありがとう」を創造する3か年計画とする。

中期経営計画の方針

(a) 規模の拡大

(イ) コロナ禍からの輸送需要回復を着実に取り込むとともに、新たな荷主開拓・荷主層再編を継続して取り組み、確固たる収益基盤を築く。

(ロ) 特定の輸送・物流サービス（取扱商品、荷主層、地域、運送形態）を対象に、推進体制を重点的に強化し、持続的成長に向けた成長エンジンとする。

(b) 質の向上

(イ) 基幹システムリニューアルとあわせた、輸送サービスにおけるDX推進、倉庫の省人化・効率化投資の積極推進など、次世代を見据えた最新技術導入を推進し、提供サービス・オペレーションをより洗練させる。

(ロ) 当社グループとしての研修・人材育成強化に加え、採用・人材育成に資する新規事業を立ち上げ(例: 研修会社、保育所)、当社における人材の質のさらなるレベルアップのためのインフラを整備する。

(c) 推進体制・基盤の強化

(イ) 当社が中心となってグループ各社を統括・牽引する姿を目指し、持株会社機能を見直し、グループとしての推進体制を再構築する。

(ロ) 業績管理の中核である事業セグメント別業績管理について、基準、システム、運用ルールの面から再構築を図り、正確な情報を提供できる姿を実現する。

事業分野別の取組方針

(a) 輸送サービス分野

(イ) 当社グループの中核事業である特種事業は、コロナ禍からの物量回復を確実に取り込むとともに、採算性への意識改革やDX取組を通じた収益性改善を実現する。

(ロ) 貸切事業、輸出入貨物の取引等、さらなる需要掘り起こしを企図し、推進体制を強化する。

(b) 物流サービス分野

(イ) 関東エリアにおける倉庫拠点網拡大、営業体制強化による収益力拡大を図るとともに、近年中部エリアに新設・大幅改修した倉庫拠点の稼働率を向上させ、収益の柱として確立する。

(ロ) 倉庫の省人化・効率化を積極的に推進し、倉庫オペレーションのさらなる高度化・専門化を追求する。

(c) ホームサービス分野

当社toC物流として位置付けられる大型商品(家電)配送事業と引越事業は、推進体制を拡大・強化し、配送品質を向上させる事で、さらなる収益拡大を図る。

(d) 流通分野(新規事業)

(イ) 流通機能(受発注、代金決済機能、需要予想)を拡充し、システム提供、運用支援、輸送・保管と組み合わせた流通機能の一貫提供により、流通ソリューション企業としての足掛かりを作る。

(ロ) 本業の人材育成・採用強化に貢献し、過度な投資を必要としない事業を新規事業の有力候補と位置づけ、事業化を推進する。

(ハ) 長期ビジョン実現に向けた課題であるEC物流への取り組みを図るために、ECサイト構築への試行や、ESG取組(社会貢献)の一環として、地域配送サービスの展開に向けた商品配送についての研究も推進する。

(e) ESGの取り組み

(イ) 持続可能な社会の実現、中長期的な企業価値の向上を目指して、環境・社会に配慮した事業運営に取り組む。また、グループ経営力を高めるためのガバナンス強化を推進する。

(ロ) 企業市民として、地域清掃や安全指導等の地域貢献活動に取り組む。

経営目標

	2025年3月期(最終年度)
営業収益	540億円
経常利益(利益率)	21億6千万円(4.0%)
ROE	5.0%

(4) 経営環境と対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対する予防接種の浸透や治療薬の開発が進むことにより、経済活動も回復に向かうものと期待しておりますが、完全な終息には、まだ相当な時間がかかると思われまます。そうしたなか、物流関連業界におきましては、コロナ禍での様々な対応により、商品の流通形態は実店舗での購買からネット環境へと消費様式が変化し、個人への宅配輸送量は増加したものの、企業間物流の輸送量は伸び悩む状況となっております。また、改正労働法施行による残業時間の規制強化に伴う労働環境の改善への取り組みによる人件費の増加、物流施設内作業の省力化・自動化のためのシステム費の増加、燃料費の高騰や車両価格の値上げ等、数多くのコスト増加要因が見込まれ、当社を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

こうしたなか、当社は中期経営計画の策定にあたり、長期ビジョンで目指す事業像『商品を送る安心と、受け取る嬉しさをつなぐ、ありがとう創造企業』の実現のために、『荷物を運ぶ、保管する、その最適な方法をお客様とともに考える事で、お客様に「ありがとう」と思われる会社』になる。また、『働き方改革を通じ、社員からも「ありがとう」と思われる会社』になる、といった、たくさんの「ありがとう」を創造する3か年(計画期間: 2022年4月1日から2025年3月31日)とする中期経営計画を策定いたしました。

その中期経営計画では、
規模の拡大
質の向上
推進体制・基盤の強化

の3つの基本方針と、「輸送サービス分野」「物流サービス分野」「ホームサービス分野」の各分野に「流通分野」を新規事業として加え、取り組むこととしました。また、「ESG」の取り組みについても推進し、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループには、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。また、これらのリスクも認識した上で発生の抑制・回避および発生した場合の対応に努めております。

(1) 特有の法的規制等について

当社グループ会社が保有する事業の許認可等の名称および法令違反による処分内容は以下のとおりです。

	(株)エスラインギフ(注)	(株)エスライン九州	(株)エスラインヒダ
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (2006年9月取得) ----- 倉庫業 (2006年9月取得) ----- 自動車分解整備事業 (1952年6月取得) ----- 指定自動車整備事業 (2006年10月取得) ----- 一般貸切旅客自動車運送事業 (2006年9月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1948年12月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1950年12月取得) ----- 倉庫業 (2015年9月取得) ----- 自動車分解整備事業 (1969年8月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消 ----- 事業停止、認証取消 ----- 事業停止、指定取消 ----- 事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消 ----- 事業停止、認証取消

(注) (株)エスラインギフは、2006年10月1日の会社分割により、(株)エスラインから各事業を承継しております。

	(株)スリーエス物流	(株)スワロー物流岐阜	(株)スワロー物流東京
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (2011年6月取得) ----- 倉庫業 (2017年11月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1991年5月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1989年3月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消

	(株)スワロー物流大阪	(株)エスライン奈良	(株)スワロー物流浜松
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (1990年3月取得) ----- 倉庫業 (2009年9月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1954年1月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1992年5月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消

	(株)エスライン郡上	(株)エスラインミノ	(株)スワロー急送
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (1991年7月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1991年3月取得) ----- 倉庫業 (1992年7月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1992年5月取得) ----- 倉庫業 (2019年3月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消

	(株)エスライン各務原	(株)エスライン羽島	(株)スワロー物流上尾
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (1951年2月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1951年4月取得) ----- 倉庫業 (1993年5月取得)	倉庫業 (2012年8月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消	営業停止、登録取消

	(株)スワローセキュリティーサービス	(株)スワロー物流福岡	(株)スワローロジックス
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (1996年7月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1996年7月取得)	一般貨物自動車運送事業 (2001年10月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消

	T S トランスポート(株)
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (2007年11月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消

	法令違反による処分内容に対する関係法令
一般貨物自動車運送事業	「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数についての基準」に定める各適用条項及び貨物自動車運送事業法第33条
倉庫業	営業に関する不正な行為、役員等の欠格条項に該当した場合は営業の停止及び登録の取消(倉庫業法第21条)
自動車分解整備事業 指定自動車整備事業	「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」に定める各適用条項及び道路運送車両法第93条
一般貸切旅客自動車運送事業	「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分の基準について」に定める各適用条項及び道路運送法第40条

上記事業の所轄官庁は全て国土交通省であり、各事業の許認可等に関しましては、一般貸切旅客自動車運送事業を除き、有効期限はありません(一般貸切旅客自動車運送事業は5年ごとの更新制)。なお、当社グループでは、これら事業の遂行に関し、法令違反により、上記に該当するような処分はありません。

また、近年環境問題への関心が高まる中、環境対策車の導入、エコドライブの推進等、環境対策を自主的に推進しておりますが、想定を上回る環境規制が実施された場合、車両価格の高騰により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

この他に、貨物自動車運送事業法・倉庫業法・道路運送車両法その他の関係法令等が社会的情勢の変化に対応して、改正が行われた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 燃料価格等のコストアップについて

当社グループの事業にはディーゼルエンジン車を多く使用しており、軽油の使用量を意識するためデジタルタコグラフを導入するなど、省エネ運転を推進しておりますが、原油価格の変動により軽油価格が大幅に高騰した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、原油価格の変動リスクに対応するためデリバティブ取引を利用しております。

(3) 情報処理関連固有リスク・顧客情報管理について

当社グループの情報管理につきましては、非常時対策等に取り組んでおりますが、想定以上の災害の発生により通信ネットワークの遮断や情報関連機器の破損または、プログラム上の瑕疵の発生やコンピュータウイルスへの感染、外部からの不正侵入等によって、システムの停止、情報漏洩、情報の消失等が発生した場合には、当社グループの業務の運営に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは物流業務受託、情報処理受託、物品販売等に際し多くの顧客情報を取り扱っておりますが、顧客情報の取り扱いに関しては外部からの不正侵入防止策や、関連情報へのアクセス制限を設けており、あわせて、コンプライアンスや個人情報管理につきましても、社内教育を通じて徹底を図っておりますが、情報漏洩や情報の消失等が生じた場合、当社グループの社会的信用の失墜や損害賠償請求を受ける可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保や将来にわたる労働力不足について

当社グループの主要な事業であります物流関連事業は労働集約型であり、人材確保、特にドライバーの確保が重要であると考えております。そのために多くの優秀な人材を確保・育成し、労働環境を充実させて社員の定着を図る必要があると考えておりますが、一定の人材の確保が出来なかった場合には、労働力を補うための費用がかさみ当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害および重大事故等のリスク

当社グループは一般道路を利用したトラックによる営業活動を行っていることから、社員教育等を通じ交通安全・事故防止対策には万全な体制をとっておりますが、当社が過失のある重大事故を発生させた場合は、社会的信用の失墜や損害賠償等により、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、想定を超える地震・台風等の自然災害による車両・設備等の被害や、様々な要因に基づく輸送障害（製油所の操業停止等に伴う燃料確保の困難、道路網切断による交通障害等）が発生した場合には、営業活動に支障をきたす可能性があることに加え、復旧等にかかる費用が発生するなど当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 市場リスクについて

当社グループは、金融機関、荷主、同業他社等の株式を保有しているため、株式市場の価格変動リスクを負っており、予想を超える相場変動があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 新型コロナウイルスの感染拡大に関するリスク

当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続く場合、企業の生産活動や個人の消費活動が伸び悩むことで、取扱い貨物輸送量が減少すること、また、従業員への感染により人材の確保ができなくなることで、トラックによる配送業務や、保管、加工等の倉庫業務に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染に関する緊急事態宣言の再発出や、まん延防止等重点措置の期間延長等の影響もあって、経済活動は依然不安定な状況が続いたなかで、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、地政学的リスクの高まり懸念もあり、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、緊急事態宣言の解除やワクチン接種が進んだこともあり、貨物輸送量は回復するものと期待をしておりましたが、世界的な原材料等の価格高騰や半導体不足による生産活動の停滞の影響もあって、期待したほどの増加は見込めませんでした。そうしたなかで、原油価格の高騰や、労働時間の規制対応に向けた労働環境の改善等の課題も多く、当社グループを取り巻く経営環境は非常に厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、最終年度となります中期経営計画（スローガン：「エスラインブランドの価値向上“Think next Value”」）の経営目標達成と企業価値の向上に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益482億54百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益13億14百万円（前年同期比12.6%減）、経常利益14億31百万円（前年同期比12.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億66百万円（前年同期比0.5%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

〔物流関連事業〕

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等があります。また、主なサービス部門として「輸送サービス」「物流サービス」「ホームサービス」があります。

トラックによる企業間輸送を主とする「輸送サービス部門」におきましては、当社の主力事業であります特別積合せ貨物運送事業における貨物輸送量が、第1四半期は、前期に比べて増加傾向となったものの、第2四半期以降は、度重なる緊急事態宣言の発出や、まん延防止等重点措置の期間が長期に亘った影響で経済活動の停滞が続いたため、企業間の取り扱い貨物量は回復しないまま、低調に推移いたしました。

こうしたなか、小口貨物の減少を補うため、中部地区では、近郊グループ会社の車両の有効活用により、小・中ロットの積合せ貸切輸送や新規取引先の開拓などに取り組むために、「配車センター」を立ち上げ営業活動を強化したことや、阪神港湾地区における輸入貨物の配送を専門に行う「阪神港湾センター」では、輸入コンテナ貨物の受け入れや専門輸送業務にも積極的に取り組んだことにより、貸切貨物の輸送量が大幅に増加しました。また、適正運賃収受に向けた営業活動や、さらなる輸送ニーズの掘り起こしに加え、原油価格の高騰に伴う燃料サーチャージの収受にも努めた結果、輸送サービス部門全体では増収となりました。

商品保管や物流加工を行う「物流サービス部門」におきましては、前期は中部地区を中心に新たな物流センターを新設し、商品の保管から配送までを一貫して行う物流サービスの取扱量の拡大を図るための営業活動を行いました。今期は愛知県大口町に小牧物流センターを稼働いたしました。この施設では、「物流サービス機能」と「輸送サービス機能」を主とする2つの事業会社が、お互いの特長を活かすことにより、協業して商品の保管から配送までを一貫して作業を行っており、当社グループでは初めての試みとなる「物流センター」であります。このような複数の物流センターの稼働により、庫腹量が増加したことで、コロナ禍での巣籠り関連商品である部屋着や日用雑貨品、菓子類等の保管や加工業務が順調に推移いたしました。反面、海外からのアパレル商品が、世界的なコンテナ不足により、予定していた商品の入荷が遅れること等もあって、期待したほどの収入の確保には至りませんでした。しかしながら、物流サービス部門全体では増収となりました。

大型貨物の個人宅配を行う「ホームサービス部門」におきましては、新規取引先の開拓や、運賃改定に取り組みましたが、前期の特別給付金支給による白物家電を中心とした買い替え特需の反動もあって、低調な推移となりました。

また、引越しサービスにおきましては、上期は、外出をはじめとする移動制限等の影響により、個人の引越しや、法人関係の事務所引越しが、低調に推移いたしました。下期は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の解除もあって、転勤に伴う引越しが回復しましたが、上期の減少分を補えるほどの伸びは無く、ホームサービス部門全体では減収となりました。

以上の結果、物流関連事業全体では、僅かな増収となりました。

一方、利益面では、効率的な運行コースの設定や省エネ運転等による燃料の使用量の削減、運行コースや配送コースの見直し等あらゆる諸経費について削減に取り組みましたが、燃料価格の高騰や慢性的なドライバー不足による外注費用が大きく増加した結果、減益となりました。

この結果、物流関連事業の営業収益は474億89百万円（前年同期比1.0%増）、セグメント利益（営業利益）は16億41百万円（前年同期比8.3%減）となりました。

〔不動産関連事業〕

不動産関連事業におきましては、当社グループ各社にて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は4億48百万円（前年同期比0.2%減）、セグメント利益（営業利益）は2億41百万円（前年同期比2.9%増）となりました。

〔その他〕

その他事業におきましては、主に、旅客自動車運送事業および売電事業を営んでおります。旅客自動車運送事業におきましては、緊急事態宣言の解除に伴い、クラブ・サークル活動等の遠征や冠婚葬祭時の送迎業務が一部回復したことで、増収となりました。

また、売電事業におきましては、㈱エスラインギフの名古屋第1・第2センター、豊橋支店、豊田支店、豊田センターおよび㈱スリーエス物流の本社第1センターの計6か所で発電を行っております。（総発電量1,333.96kW）

この結果、その他事業の営業収益は3億16百万円（前年同期比2.6%増）、セグメント利益（営業利益）は62百万円（前年同期比17.6%減）となりました。

財政状態につきましては、当連結会計年度末の連結資産合計は416億43百万円（前連結会計年度末408億8百万円）となり、前連結会計年度末比8億35百万円増加しております。この主な要因は、有形固定資産の取得による増加であります。

また、連結負債合計は159億82百万円（前連結会計年度末158億86百万円）となり、前連結会計年度末比96百万円増加しております。この主な要因は、借入の実行による増加と流動負債のその他の減少、未払法人税等の減少によるものであります。

連結純資産合計は256億60百万円（前連結会計年度末249億22百万円）となり、前連結会計年度末比7億38百万円増加しております。この主な要因は、利益剰余金の増加と退職給付に係る調整累計額の増加によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末より1億10百万円資金が減少し、38億24百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、27億29百万円の収入（前年同期は27億22百万円の収入）となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益と減価償却費の計上による収入であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、36億28百万円の支出（前年同期は41億61百万円の支出）となりました。この主な要因は固定資産の取得による支出であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、7億88百万円の収入（前年同期は15億90百万円の支出）となりました。この主な要因は借入の実行による収入と借入金の返済、配当金の支払による支出であります。

（キャッシュ・フローの指標）

		2021年3月期	2022年3月期
自己資本比率	(%)	61.07	61.62
時価ベースの自己資本比率	(%)	24.15	23.73

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

生産、受注及び販売の実績

当社グループの扱う輸送商品は単一ではなく、輸送距離もまちまちであり、また受注形態をとらない事業で、セグメントごとに生産規模および受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 経営成績等

(イ) 財政状態

当連結会計年度末の財政状態につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(ロ) 経営成績

当連結会計年度の経営成績につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(b) 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営に影響を与える大きな要因として、収益の動向と費用の動向が上げられます。

収益の動向は、輸送サービス部門におきましては、コロナ禍において個人宛の宅配貨物量は好調を維持しているものの、当社の主力であります企業間物流における特積み貨物の輸送量は、度重なる緊急事態宣言の発出等により経済活動の停滞が続いたこともあり、低調に推移いたしました。一方、貸切貨物の輸送量に関しては、中部地区における貸切輸送の営業活動を強化し、さらに、阪神港湾地区における輸入コンテナ貨物の受け入れや専門輸送業務に取り組んだことで大幅に増加し、増収となりました。物流サービス部門におきましては、海外からのアパレル商品において、世界的なコンテナ不足により、予定していた商品の入荷が遅れること等もあり、期待したほどの伸びはなかったものの、物流センターの建築により庫腹量が増えたこともあり、巣籠り商品の保管・加工業務が順調に推移し、増収となりました。ホームサービス部門におきましては、前期の特別給付金支給による白物家電を中心とした買い替え特需の反動等の影響が大きく、減収となりました。この結果、営業収益は2期ぶりの増収となりました。

費用の動向は、省エネ運転等による燃料の使用量の削減に努めましたが、原油価格の高騰の影響が大きく、燃料費が大幅に増加いたしました。また、運行・配送コースの見直しを行うことで、効率化に向けて取り組みましたが、慢性的なドライバー不足により、外注費用が増加いたしました。その結果、費用も増加いたしました。

この様な取り組みの結果、営業収益の増加分以上に、費用が増加したことで、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は共に減益となりました。

当連結会計年度におけるROEは3.82%（目標比 2.68ポイント）、自己資本比率は61.62%（目標比+11.62ポイント）であり、ROEは目標未達成、自己資本比率は目標達成となりました。引き続き当該指標の改善に取り組んでまいります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(a) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(b) 資本の財源及び資金の流動性

(イ) 資金需要

当社グループの資金需要につきましては、営業活動については、営業活動に必要な運転資金が主要なものです。投資活動については、車両運搬具の購入、事業伸長・生産性向上および新規事業立上げを目的とした設備投資が主要なものであります。

今後、成長分野に対しては必要な設備投資をしていく予定であります。全体的には、将来見込まれる成長分野での資金需要も見据え、最新の市場環境や受注動向も勘案し、資産の圧縮および投資案件の選別を行っていく予定であります。

(ロ) 資金調達

当社グループは、運転資金、投資資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について有利子負債の調達を実施しております。

長期借入金等の長期資金の調達については、事業計画に基づく資金需要、金利動向等の調達環境、既存借入金の償還時期等を考慮の上、調達規模、調達手段を適宜判断して実施していくこととしております。

一方で、有利子負債を圧縮するため、キャッシュマネジメントシステムにより当社グループ内での余剰資金の有効活用を図っており、また、売上債権や固定資産の稼働向上等を通じて資産効率の改善にも取り組んでおります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度の設備投資額（無形固定資産への投資を含む）は、2,909百万円であります。
セグメント別の設備投資額について示すと、次のとおりであります。

〔物流関連事業〕

物流関連事業の設備投資額は2,864百万円で、主な内訳は事業用土地、建物および構築物1,496百万円、貨物輸送のための車両841百万円であります。

〔不動産関連事業〕

該当事項はありません。

〔その他〕

その他事業の設備投資額の主な内訳は、旅客自動車運送事業用車両10百万円であります。

〔全社共通〕

全社共通の設備投資額は33百万円であります。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (岐阜県羽島郡岐南町)	全社	事務所	-	-	- (-)	-	-	-

(注) 当社の設備は㈱エスラインギフより賃借しております。

(2) 国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)エスライン ギフ	本社 (岐阜県羽島郡 岐南町)	全社	事務所	184	0	142 (5,365.50) [54.45]	6	333	59 (11)
	営業倉庫 (岐阜県羽島郡 岐南町)	物流関連事業	倉庫	1,182	436	93 (24,162.33)	9	1,721	24 (70)
	修理工場 (岐阜県羽島郡 岐南町)	物流関連事業	修理工場	50	8	35 (9,267.47)	0	95	13 (6)
	東京支店 (東京都江東区)	物流関連事業	荷扱所	388	47	1,948 (9,716.70)	5	2,390	61 (20)
	名古屋支店 (愛知県清須市)	物流関連事業 売電事業	荷扱所 発電設備	999	119	55 (21,474.69)	1	1,176	42 (38)
	小牧支店 (愛知県丹羽郡 大口町)	物流関連事業	荷扱所	1,314	7	293 (4,648.00)	51	1,667	18 (17)
	岐阜支店 (岐阜県羽島郡 岐南町)	物流関連事業	荷扱所	32	2	134 (19,889.79) [554.60]	1	171	51 (47)
	城東支店 (大阪市城東区)	物流関連事業	荷扱所	70	52	19 (7,004.68)	0	141	48 (35)
	福岡支店 (福岡市東区)	物流関連事業	荷扱所	35	26	446 (9,726.58)	0	508	33 (21)
	病院 (賃貸設備) (大阪市東成区)	不動産関連 事業	病院	170	-	58 (3,210.62) [3,210.62]	0	229	-
(株)エスライン 九州	本社及び 鹿児島支店 (鹿児島県 鹿児島市)	物流関連事業	荷扱所	45	45	595 (5,457.31)	0	688	35 (18)
(株)スリーエス 物流	本社及び営業所 (愛知県一宮市)	物流関連事業 売電事業	荷扱所 発電設備	2,241	101	-	85	2,427	90 (12)
(株)エスライン 奈良	本社及び営業所 (奈良県天理市)	物流関連事業	荷扱所	12	90	-	0	104	84 (9)
(株)エスライン 郡上	本社及び営業所 (岐阜県郡上市)	物流関連事業	荷扱所	494	91	40 (2,910.00)	8	635	25 (26)
(株)スワロー 急送	本社及び営業所 (岐阜県岐阜市)	物流関連事業	荷扱所	1,031	26	-	21	1,080	40 (53)
(株)エスライン 各務原	本社及び営業所 (岐阜県 各務原市)	物流関連事業	荷扱所	78	78	0 (4,645.00)	4	161	64 (45)
(株)エスライン 羽島	本社及び営業所 (岐阜県羽島市)	物流関連事業	荷扱所	225	80	43 (4,264.44)	1	350	54 (17)

- (注) 1 その他の内訳はリース資産および工具器具備品であります。
2 土地のうち「-」は、他から賃借しているものであります。
3 土地のうち〔内書〕は、他へ賃貸している面積であります。
4 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員数であります。

5 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備として、以下のものがあります。
国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	従業員数 (名)	土地 (面積㎡)	年間賃借料 又は リース料 (百万円)
(株)エスラインギフ	所沢支店 (埼玉県入間郡三芳町)	物流関連事業	荷扱所	37 (14)	9,055.29	97
	大阪支店 (大阪府東大阪市)	物流関連事業	荷扱所	30 (28)	6,418.59	111
(株)スリーエス物流	本社及び営業所 (愛知県一宮市)	物流関連事業	荷扱所	90 (12)	55,730.68	276
	木曾川第一センター (愛知県一宮市)	不動産関連事業	荷扱所	-	8,836.94 [8,836.94]	43
(株)スワロー物流東京	本社及び営業所 (埼玉県川口市)	物流関連事業	荷扱所	11 (3)	863.28	4

(注) 1 土地の面積のうち〔内書〕は、他へ賃貸している面積であります。

2 従業員数の(外書)は、臨時従業員数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)エスライン ギフ 海老名支店	神奈川県 海老名市	物流関連 事業	荷扱所	2,219	1,357	自己資金 および 借入金	2022.1	2023.2	(注) 1

(注) 1 完成後の増加能力については、増加能力を見積もることが困難であることから記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,847,000
計	40,847,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年6月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,095,203	11,095,203	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) スタンダード市場(提出日現在) 名古屋証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プレミアム市場(提出日現在)	単元株式数 は100株 であります
計	11,095,203	11,095,203	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年9月4日	400	10,945	217	2,156	217	2,217
2017年9月27日	150	11,095	81	2,237	81	2,299

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減理由

年月日	増減理由
2017年9月4日	有償一般募集による増資 発行価格 1,150円 発行価額 1,088.02円 資本組入額 544.01円
2017年9月27日	有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による増資 発行価格 1,088.02円 資本組入額 544.01円 割当先 東海東京証券(株)

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	16	14	134	23	24	8,355	8,566	-
所有株式数 (単元)	-	31,608	244	28,427	1,061	24	49,391	110,755	19,703
所有株式数 の割合(%)	-	28.54	0.22	25.67	0.96	0.02	44.59	100.00	-

(注) 1 自己株式118,387株は、「個人その他」に1,183単元、「単元未満株式の状況」に87株含めて記載しております。

なお、期末日現在の実質的な所有株式数も同株式数であります。

- 2 「金融機関」には、株式給付信託(BBT)および株式給付信託(J-E SOP)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式1,312単元が含まれております。なお、当該株式については、連結財務諸表および財務諸表において自己株式として表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
有限会社美美興産	岐阜県岐阜市正木1552 - 18	1,266	11.54
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3 - 98	500	4.56
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1 - 3 - 3	500	4.55
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8 - 26	493	4.50
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 - 11 - 3	429	3.91
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 - 7 - 1	385	3.50
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2 - 1 - 1	363	3.31
王子運送株式会社	東京都江東区越中島3 - 6 - 15	361	3.29
エスライン従業員持株会	岐阜県羽島郡岐南町平成4 - 68	348	3.17
株式会社市川工務店	岐阜県岐阜市鹿島町6 - 27	320	2.91
計	-	4,971	45.29

- (注) 1 発行済株式から除外した自己株式には、株式給付信託(BBT)および株式給付信託(J-E SOP)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式131,200株は含まれておりません。
- 2 有限会社美美興産は、当社代表取締役である山口嘉彦およびその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 118,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,957,200	109,572	-
単元未満株式	普通株式 19,703	-	-
発行済株式総数	11,095,203	-	-
総株主の議決権	-	109,572	-

(注)1 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式87株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式給付信託(BBT)および株式給付信託(J-E S O P)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式が131,200株(議決権1,312個)含まれております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エスライン	岐阜県羽島郡岐南町 平成四丁目68番地	118,300	-	118,300	1.06
計	-	118,300	-	118,300	1.06

(注) 上記自己株式には、株式給付信託(BBT)および株式給付信託(J-E S O P)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式131,200株は含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

導入の背景および目的

当社の取締役および当社の一部の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社グループの業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T（=Board Benefit Trust）」（以下、「B B T制度」といいます。）を導入しております。

B B T制度の概要

B B T制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、B B T制度に基づき設定される信託を「B B T信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）がB B T信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

取締役等に取得させる予定の株式の総数

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）の合計は、30,000ポイント（うち当社の取締役分として10,000ポイント）を上限とします。

なお、2022年3月31日時点で、B B T制度に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式58,000株、70百万円を保有しております。

B B T制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
役員株式給付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した取締役等

(従業員を対象とする株式給付制度)

導入の背景および目的

当社は、2019年11月7日開催の取締役会において、従業員の当社グループへの帰属意識の醸成や、株価および業績向上に対する従業員の意欲や士気を一層高めることを目的として、当社グループの中核子会社である株式会社エスラインギフ（以下、「エスラインギフ」といいます。）の従業員に対し、株式給付制度「株式給付信託（J - E S O P）」（以下、「J - E S O P制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

J - E S O P制度の概要

J - E S O P制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、J - E S O P制度に基づき設定される信託を「J - E S O P信託」といいます。）を通じて取得され、エスラインギフが定めた株式給付規定に基づき、一定の要件を満たしたエスラインギフの従業員に対し当社株式および当社株式を退職日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）がJ - E S O P信託を通じて給付される制度です。なお、エスラインギフの従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、退職時とします。

従業員に取得させる予定の株式の総数

エスラインギフの従業員には、各事業年度に関して、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。J - E S O P信託はエスラインギフの従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

なお、2022年3月31日時点で、J - E S O P制度に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式73,200株、76百万円を保有しております。

J - E S O P制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
株式給付規程に基づき、従業員のうち受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	97	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	118,387	-	118,387	-

(注) 1 当期間における保有自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。
2 株式給付信託(BBT)および株式給付信託(J-E SOP)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式131,200株は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは、企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業の効率化および拡大に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、安定的な配当の継続と、当社グループの経営成績や経営環境の変化に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期は新型コロナウイルス感染症に端を発する不安定な経済活動や、貨物輸送量の回復が伸び悩んだことにより、引き続き経営環境は大変厳しい状況にありましたが、日頃からの株主の皆様への感謝の意を表し、当期の期末配当につきましては、1株当たり普通配当14円と決定いたしました。これにより、年間の配当金は中間配当金8円とあわせて、1株につき普通配当22円となります。

内部留保資金の用途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく財務体質の強化に努めたいと考えております。

なお、剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日の期末配当ならびに毎年9月30日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2021年11月5日 取締役会決議	87	8
2022年6月29日 定時株主総会決議	153	14

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループにおきましては、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえたうえで、株主から経営を付託された者としての受託者責任や様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識しつつ、次の「経営の基本理念」のもと、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みの整備と健全な企業家精神発揮の促進を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

<経営の基本理念>

- | | |
|-----------|---|
| 「和」 | 社は「和」のもと、労使一体の全員経営により輸送の使命を果たして、みんなの幸せを追求する。 |
| 「法の遵守」 | 国内の法または関係法令およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて、社会から信頼される企業を目指す。 |
| 「社会貢献」 | 地域に密着した企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する。 |
| 「環境と顧客優先」 | 環境に配慮した物流企画の提案と輸送品質の向上に努め、お客様に満足していただける物流を提供する。 |
| 「全員参加」 | 全社員が職務に応じて企業の運営を分担する全員経営により、対話と活力に満ちた企業風土をつくる。 |

企業統治の体制および当該体制を採用する理由

当社グループは、長期的な企業業績の維持向上を図るため、グループ競争力強化に向け、コーポレート・ガバナンスの確立を重要課題として認識し、その強化に取り組んでおります。

様々なガバナンスの仕組みを整備するとともに、監査・監督機能のさらなる強化を図るため、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会での承認を得て監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。この機関設計の変更により、経営の効率性、健全性および透明性の高い経営の実現を目指すとともに、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

体制として、取締役会、監査等委員会、グループトップ会議およびコンプライアンス推進委員会で構成しており、以下のとおり運用しております。

(a) 取締役会

取締役会は、毎月1回開催しており、経営方針・法令等で定められた重要な経営課題についての決定を行っております。

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）は15名以内とし、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めております。なお、任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、当社は、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は5名以内とし、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めております。なお、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

なお、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。さらに、同法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を法令の限度において免除する旨の責任限定契約を締結できる旨定款に定めております。これは、取締役が職務の遂行にあたり期待できる役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を「会社法」で定める範囲内で免除するためであります。

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、毎月1回開催し、また監査等委員は取締役会を始めとした社内各種会議に参加し、監査体制の充実を図り、経営執行の監査および監督を行います。

監査等委員会は、有価証券報告書提出日現在、社外取締役2名を含む計3名の監査等委員により構成されております。

なお、当社は2015年6月26日開催の第76期定時株主総会で定款変更の承認を受け、監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、議決権を有する監査等委員である取締役（過半数は社外取締役）を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図り、より透明性の高い経営の実現を目指すことを目的としております。

(c) グループトップ会議

グループトップ会議は、グループ各社の事業執行状況報告を目的に3か月に1回開催し、各社の社長から報告を受け、今後の経営方針の指示を行っております。

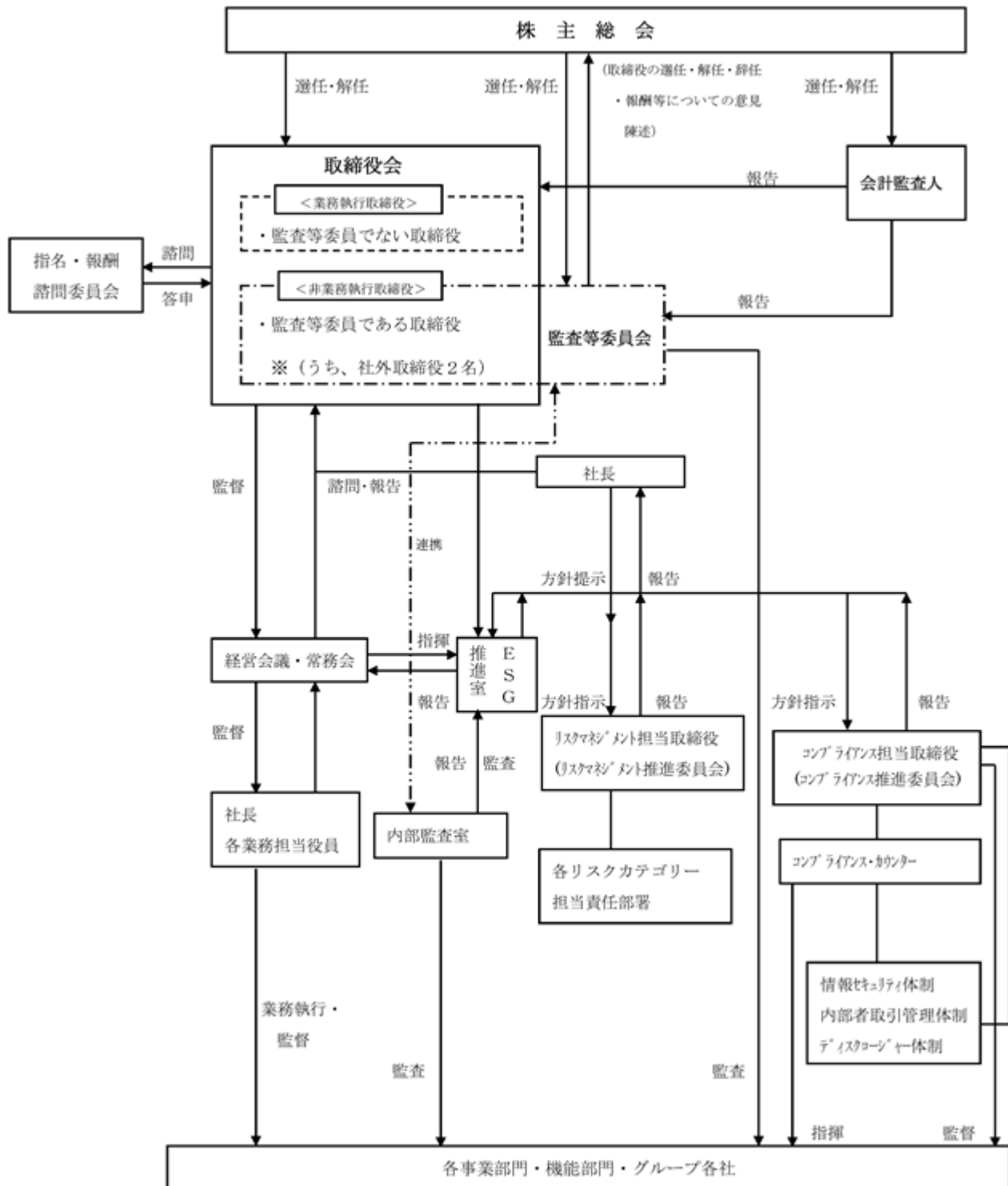
(d) コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は法令に準拠する為、各種会議において監視と具申を随時行っております。

機関ごとの構成員は次のとおり（は議長または委員長）であります。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	グループ トップ会議	コンプライアンス 推進委員会
代表取締役社長	山口 嘉彦				
取締役	堀江 繁幸				
取締役	白木 武				
取締役	青木 浩一				
取締役	加藤 孝一				
取締役	笠井 大介				
取締役	村瀬 光明				
取締役 (監査等委員)	村瀬 明治				
社外取締役 (監査等委員)	中村 源次郎				
社外取締役 (監査等委員)	岡本 実				
グループ経営 執行責任者 19名					
労働組合執行部 4名					

当社グループ全社の内部統制システムの模式図は以下のとおりであります。



内部統制システムの整備の状況

2015年6月26日開催の取締役会決議により、当社グループの内部統制システムについて、以下のとおり決定しております。

- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の職務の補助者は内部監査担当とする。
- (b) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務の補助者は、専任とし、その具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、関係部門を担当する取締役の意見も十分に考慮して決定する。
また、この場合には、当該補助者の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- (c) 当社または子会社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制
エスライングループ各社の取締役および使用人等は、当社の監査等委員会の定める監査等委員会規程に従い、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他当社の監査等委員会が求める報告および情報提供を行わなければならないものとする。
- (d) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
エスライングループ各社は、在籍者が「国内の法令、定款、社内規程および企業倫理の遵守」（以下、「コンプライアンス」という。）に違反する行為を発見した場合の報告体制として、通報者のプライバシー保護と不利益処遇禁止保護等通報者の権利保護については、万全に配慮するものとする。
- (e) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員の職務の執行に関する費用や債務の処理については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
- (f) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
エスライングループ各社の役員は、当社の監査等委員会の要請による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、業務の適正を確保する上で、必要な各種会議に当社の監査等委員の出席を確保する。なお、当社は、代表取締役社長および会計監査人それぞれと当社の監査等委員会との間における定期的意見交換会を設置する。また、エスライングループ各社の役員は、監査の実効性確保に係る当社の監査等委員会の意見を十分に尊重するものとする。
- (g) 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (イ) エスライングループ各社は、在籍者全員に対し、コンプライアンスを徹底し、オ・ブンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される会社を目指すことを基本方針とする。
この基本方針に基づき、エスライングループ各社は、コンプライアンス推進規程およびコンプライアンス実践の基準を定める「社員行動基準」を制定する。
- (ロ) 万一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を開催し、当該事態の対応と処分および再発の防止を審議する。
- (ハ) エスライングループ各社は、証券取引に関連する法令および証券取引所の諸規程を遵守するとともに、インサイダー取引規制に関し厳重に管理する。
当社は、エスライングループ各社に関する経営関連情報の公正かつ適時、適切な開示を実施する。
- (ニ) エスライングループ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (h) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (イ) 取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）での決議状況および各取締役の業務執行の決裁状況ならびにその監督等に係る情報・文書等は、取締役会規程、役員会規程および稟議規程ならびに文書管理に関する社内規程に従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。なお、取締役は、これらの情報・文書等を常時閲覧できるものとする。
- (ロ) 内部統制担当取締役は、必要に応じて職務執行情報の保存および管理の運用状況に関する検証と各規程等の見直しを行い、取締役会への報告を行う。

- (ハ) コンプライアンスに関する事態が発生した場合において、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会および当社）への報告事項とする。
- (i) 当社または子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- エスライングループ各社は、経営を取巻く各種リスクを分析し、事業の円滑な運営に重大な影響を及ぼす損失に適切に対処し、株主、顧客および社員の安全と損失の低減および再発の防止を図り、事業継続を可能にすることを目的とした「リスクマネジメント基本方針」ならびに「リスク管理諸規程」を制定する。これに基づき、エスライングループ各社は、リスクカテゴリ - 毎の責任部署等を定め、リスクマネジメント推進活動を積極的に展開する。
- 当社の「総務・法務・広報業務」担当取締役は、内部監査等により「法令および定款」違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合には、当該危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制担当取締役に通報される体制を構築する。
- また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直ちに対策本部を設置し、状況の把握、初期対応の実施および再発の防止を行う。
- (j) 当社または子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 経営計画のマネジメントについては、エスライングループ各社の年度計画に基づき、業績目標および予算を提示し、それぞれの事業会社または事業セグメント等の業務執行を委託された取締役および経営執行責任者が、決定された目標達成のための活動を行う。
- また、内部統制担当取締役は、設定した目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じて定期的に検証を行う。
- (ロ) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程で定める取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）への付議事項に関し、当該事項を漏れなく付議することを遵守し、議題の審議に関する十分な資料が事前に役員に配付される体制を構築する。
- (ハ) 日常の職務執行に際しては、職務分掌等に基づき権限の委譲が適正に行われ、稟議規程に定める決裁基準等に基づき決裁権限のある責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- (k) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、エスライングループの内部統制を担当する「統括管理部署」を設置し、エスライングループ各社への指導・支援を実施する。
- (ロ) 統括管理部署は、エスライングループ各社の管理規程の作成を指導し、エスライングループ各社における取締役の重要な業務執行に関する事前報告体制および意思決定体制を構築する。
- (ハ) 当社は、内部統制担当取締役がエスライングループの内部監査を担当する部署との十分な情報交換を行い、エスライングループ各社間における不適切な取引または会計処理を防止するための「内部監査体制」を構築する。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行できるよう定めたものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策および配当政策を遂行できるよう定めたものであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

(a) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならぬと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(b) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みである、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、2020年6月26日開催の第81期定時株主総会において、従前からのプランの語句の一部修正等を行い、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、ご承認を受けております。

本プランの概要は以下のとおりです。

(イ) 当社株式の大規模買付行為等

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

(ロ) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、取締役会に対し事前に、大規模買付者による意向表明書（大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含み、所定の内容を日本語で記載した文書）を提出したうえで、所定の必要かつ十分な情報を提供（情報が不十分と考えられる場合には追加情報を提出、なお、追加的に情報提出を求める場合の期限を、最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする）し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または株主検討期間を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に、大規模買付行為を開始するというものです。

(ハ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、対抗措置を講ずることがあります。

(ニ) 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非についての勧告を行うものとします。

(ホ) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2023年6月30日までに開催予定の当社第84期定時株主総会終結の時までと
なっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものと
します。

(c) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社
の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否か
を株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間を確保する
等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みであり、まさに会社の支
配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足しており、経済産業省に設置された企業価
値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および金融商
品取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の
「原則1-5 .いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること (b)株主共同の利益の確保・
向上の目的をもって導入されていること (c)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するも
のであること (d)独立性の高い社外者のみで構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること (e)
デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、
当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とする
ものではないと考えております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	山 口 嘉 彦	1956年12月5日生	1981年4月 当社入社 1988年2月 当社労務課長 1988年11月 当社取締役労務課長 1989年3月 (株)エスライン各務原常務取締役 1994年2月 当社常務取締役東京本部長 1998年6月 当社専務取締役営業本部長 2004年7月 当社専務取締役営業本部長兼グループ 担当 2005年6月 当社取締役社長(代表取締役)就任 (現) 2006年10月 (株)エスラインギフ取締役社長 2020年6月 (株)エスラインギフ取締役会長就任 (現)	(注)3	67 (注)5
取締役 輸送業務担当	堀 江 繁 幸	1959年12月14日生	1985年5月 当社入社 2006年3月 当社岐阜ブロック長兼岐阜支店長 2006年6月 当社取締役岐阜ブロック長兼岐阜支店 長 2006年10月 会社分割により当社取締役辞任 2009年6月 当社取締役(輸送業務担当)就任 (現) 2020年6月 (株)エスラインギフ取締役社長就任 (現)	(注)3	183
取締役 管理部門統括	白 木 武	1952年9月12日生	1975年4月 当社入社 1997年2月 当社電算センター部長 1998年6月 当社取締役電算センター部長 2006年10月 当社取締役(情報担当) 2009年6月 当社取締役(経営企画・統制業務担 当) 2017年6月 当社取締役(経営企画・財務・I R・ 統制業務担当) 2020年6月 当社取締役(管理部門統括)就任 (現)	(注)3	38
取締役 総務・法務・広報 業務担当	青 木 浩 一	1956年12月11日生	1980年4月 当社入社 2005年3月 当社総務部部長 2006年6月 当社取締役総務部部長 2006年10月 当社取締役(総務、法務、広報担当) 2009年6月 当社取締役(総務・法務・広報業務担 当)就任(現)	(注)3	5
取締役 輸送関連業務担当	加 藤 孝 一	1949年7月23日生	1968年4月 当社入社 1987年8月 (株)宅配百十番一宮(現(株)スリーエス物 流)出向 2004年2月 (株)スリーエス物流取締役社長就任 (現) 2005年6月 当社取締役 2009年6月 当社取締役(輸送関連業務担当)就任 (現)	(注)3	7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 輸送業務担当	笠井 大 介	1971年 5月11日生	1994年 3月 当社入社 2009年 3月 (株)スワローロジックス取締役社長 2012年 6月 当社取締役(輸送関連業務担当) 2012年 6月 (株)エスラインミノ取締役社長 2013年 3月 (株)エスライン各務原取締役社長 2015年 6月 当社取締役(輸送業務担当)就任 (現)	(注) 3	128
取締役 財務・経理業務担当	村 瀬 光 明	1976年 9月16日生	2001年 3月 当社入社 2016年 6月 (株)エスラインギフ取締役(経理担当) 2021年 2月 (株)エスラインギフ取締役経理・経営企画担当部長(現) 2021年 6月 当社取締役(財務・経理業務担当)就任(現)	(注) 3	28
取締役 (監査等委員)	村 瀬 明 治	1951年 2月10日生	1973年 3月 当社入社 2005年 3月 当社東京本部部长兼東京ブロック長 2006年 6月 当社取締役東京本部部长兼東京ブロック長 2006年10月 会社分割により当社取締役辞任 2008年 2月 (株)スワロー物流東京取締役社長 2012年 6月 当社取締役(輸送業務担当) 2019年 3月 当社取締役(内部監査担当) 2019年 6月 当社取締役(監査等委員)(常勤)就任(現)	(注) 4	12
取締役 (監査等委員) (非常勤)	中 村 源次郎	1951年 7月10日生	1976年 6月 日本養蜂(株)代表取締役社長 1979年 5月 ハネックス(株)(現秋田屋ホールディングス(株))代表取締役社長 1998年 7月 (株)秋田屋本店代表取締役社長 2005年 6月 当社監査役 2015年 6月 当社取締役(監査等委員)就任(現) 2019年12月 (株)秋田屋フーズ代表取締役社長 2021年11月 (株)秋田屋本店代表取締役会長(現) (株)秋田屋フーズ代表取締役会長(現) 日本養蜂(株)代表取締役会長(現)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員) (非常勤)	岡 本 実	1948年 3月24日生	1975年 4月 (株)岡本工機取締役 2004年 9月 (株)アクト・デザインズ代表取締役社長 2012年 6月 当社監査役 2013年 2月 (株)アクト・デザインズ代表取締役会長 (現) 2015年 6月 当社取締役(監査等委員)就任(現)	(注) 4	-
計					471

- (注) 1 中村 源次郎および岡本 実は、社外取締役であります。
2 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
議長 村瀬 明治、委員 中村 源次郎、委員 岡本 実
3 2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 取締役社長山口嘉彦の所有株式数は、有限会社美美興産(同氏およびその親族が株式を保有する資産管理会社)が所有する株式数1,266千株を含めておりません。

社外役員の状況

社外取締役は2名であり、いずれも監査等委員であります。

社外取締役の選任にあたっては、社外取締役となる者の独立性判断基準を策定しております。

具体的には、下記に該当しない者であります。

- (a) 当社またはその子会社の業務執行者
- (b) 当社の親会社の業務執行者または非業務執行取締役
- (c) 当社の兄弟会社の業務執行者
- (d) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (e) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (f) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (g) 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- (h) 当社の取引先（(d)、(e)および(f)のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- (i) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- (j) 当社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

社外取締役である中村源次郎氏は、これまで培ってきた企業経営全般に関する経験と高い見識を活かし、取締役会においても積極的な意見を述べるなど、社外取締役としての職責を果たしております。また、サステナビリティへの造詣が深く、当社のコーポレート・ガバナンスの向上と、持続的成長のために大きな貢献をしていることから、今後も監査等委員として、公正かつ適切に、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行い、職務を遂行していただけるものと判断したため選任しており、当社との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は㈱秋田屋本店、日本養蜂㈱、㈱秋田屋フーズの代表取締役会長であります。当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は過去においてハネックス㈱（現秋田屋ホールディングス㈱）の代表取締役社長でありましたが、当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役である岡本実氏は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに、取締役会においても積極的な意見を述べるなど、社外取締役としての職責を果たしております。また、例月のグループ各社の業績や経営目標の進捗確認等に関し積極的に助言を行う等、当社の持続的成長のために大きな貢献をしていることから、今後も監査等委員として、公正かつ適切に、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行い、職務を遂行していただけるものと判断したため選任しており、当社との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は㈱アクト・デザインズの代表取締役会長であります。当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は過去において㈱岡本工機の取締役でありましたが、当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役2名は東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立役員に指定しております。

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は監査等委員として取締役会および監査等委員会に出席し、中立的、客観的な立場で報告事項や決議事項について審議に加わると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べることで、経営の監視機能がはたされます。

また、内部監査担当2名がグループ会社の監査を定期的に行っており、月1回開催される監査等委員会にて、社外取締役である監査等委員に対し、状況報告および協議内容について説明を行うこととしております。

さらに、会計監査人と情報交換、意見交換等を行い、監督および監査の実効性向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、毎月1回開催し、また監査等委員は取締役会を始めとした社内各種会議に参加し、監査体制の充実を図り、経営執行の監査および監督を行います。

監査等委員会は、有価証券報告書提出日現在、社外取締役2名を含む計3名の監査等委員により構成されております。

当事業年度における監査等委員会の開催および出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
村瀬 明治	13回	13回
中村 源次郎	13回	12回
岡本 実	13回	13回

内部監査の状況

当社は内部監査担当2名がグループ会社の監査を定期的に行っており、社外取締役でない監査等委員は都度その報告を受け、また、月1回開催される監査等委員会にて、社外取締役である監査等委員に対し、状況報告および協議内容について説明を行うこととしております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(b) 継続監査期間

43年間

(c) 業務を執行した公認会計士

大谷 浩二

池ヶ谷 正

(d) 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務にかかる補助者は公認会計士6名、その他12名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定において、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に掲げられた評価基準項目および関連する確認・留意すべき事項に関して、監査品質に問題がないこと、ガバナンス体制が確立されていること、また当社と同業種における監査経験が豊富であることなどにより、総合的に判断して選定するようにしており、現会計監査人は、これらの条件を満たしております。

(f) 監査等委員会による監査法人の評価

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、その結果、会計監査人の業務遂行に問題は無いと評価いたしました。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	26	-	26	-
連結子会社	10	-	10	-
計	36	-	36	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGネットワーク・ファーム)に対する報酬((a)を除く)
該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針
当社は、監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めておりません。

(e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由
当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、基本報酬と賞与ならびに業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））により構成され、会社業績との連動性を反映した報酬体系となっております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数に応じて業界もしくは同規模の他社の水準、従業員の給与・賞与水準や過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ、指名・報酬諮問委員会からの答申を受け、株主総会により決定された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定しております。

一般的に業績連動報酬等として解されている賞与について、当社では、従業員の給与・賞与水準や過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ、一定の係数により算出し、指名・報酬諮問委員会からの答申を受け、株主総会により決定された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定しております。ただし、会社の業績や経営内容、経済情勢等によっては、取締役会において審議のうえ、支給しない場合もあります。

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額につきましては、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。監査等委員の報酬限度額につきましては、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額2,000万円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。

また、報酬限度額とは別枠で、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において決議いただき、当社の取締役および当社の一部の子会社の取締役（監査等委員である取締役は除く。以下、「取締役等」といいます。）を対象として、業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））を導入しております。

(a) 業績連動型株式報酬の算定方法

(イ) ポイントの付与

1. 当社および 1 に定める当社の一部の子会社（以下、「対象子会社」といいます。）は、当社の第78期定時株主総会および対象子会社における株主総会の決議で定める範囲内において、毎年7月1日（次項の場合の退任日とあわせて、以下、「ポイント付与日」といいます。）現在における受給予定者に対して、前年7月から当年6月までの期間（以下、「役務対象期間」といいます。）における役務の対価として同日にポイントが付与いたします。ただし、ポイント付与日の前事業年度（以下、「評価対象期間」といいます。）の末日において取締役等として在任していた者に限ります。
2. 前1. のほか、評価対象期間の末日に在任していた取締役等が7月1日を待たず退任するときは、当該退任日にポイントが付与します。
3. 前1. および2. にかかわらず、当社が必要と判断した場合は、当社が必要と判断した日にポイントが付与することがあります。

1 対象子会社

株式会社エスラインギフ
株式会社エスラインヒダ
株式会社スリーエス物流

(ロ) ポイントの数

1. (イ) のポイントの付与は、次の算式により算出されるポイントとします。

(算式)

$$\text{役務対象期間の開始日における役位に応じた役位ポイント(2)} \times \text{評価対象期間における業績に応じた業績連動支給率(3)}$$

(1ポイント未満の端数がある場合は切り捨てとします。)

2 役位ポイント

() 当社または 1 に定める対象子会社の兼務しない取締役等

役位	ポイント	
	常勤	非常勤
取締役会長	2,060	300
取締役社長	2,000	300
取締役副社長	1,700	270
専務取締役	1,520	230
常務取締役	1,220	180
取締役相談役	1,100	170
取締役常任顧問	1,100	170
取締役	960	150

() 当社または 1 に定める対象子会社を兼務する取締役等

役位ポイント数は、常勤先の就任役位および非常勤先の就任役位に応じ下表に定めるそれぞれのポイント数の合計とします。ただし、株式会社エスラインヒダおよび株式会社スリーエス物流の取締役社長は、取締役と読み替えて適用するものとします。また、株式会社エスラインおよび株式会社エスラインギフを兼務する取締役で、常勤先と非常勤先の就任役位が異なる場合、非常勤先のポイント数は、就任役位に応じ下表に定めるポイント数とします。また、常勤先のポイント数は、株式会社エスラインおよび株式会社エスラインギフ何れかの上位役位に相当するポイント数を()表から算出し、前述した非常勤先ポイント数を減算したポイント数を常勤先のポイント数とします。

役位	ポイント	
	常勤	非常勤
取締役会長	1,590	470
取締役社長	1,530	470
取締役副社長	1,320	380
専務取締役	1,210	310
常務取締役	990	230
取締役相談役	890	210
取締役常任顧問	890	210
取締役	800	160

3 業績連動支給率

中期経営計画における単年度の連結営業収益、 連結経常利益、連結ROE 3 項目毎の目標達成率	係数
120%以上	1.3
110%以上120%未満	1.1
100%以上110%未満	1.0
90%以上100%未満	0.8
90%未満	0.0

業績連動支給率

= 評価対象期間における中期経営計画で決定した単年度の連結営業収益の目標達成率に対する係数 × 40%
+ 評価対象期間における中期経営計画で決定した単年度の連結経常利益の目標達成率に対する係数 × 40%
+ 評価対象期間における中期経営計画で決定した単年度の連結ROEの目標達成率に対する係数 × 20%

2. 前1.にかかわらず、次の()~()に掲げるポイントは、下記のとおりであります。

() 新たに選任された取締役等には、就任後最初に到来するポイント付与日にはポイントを付与しません。

() 取締役等退任時に付与するポイント
次の算式により算出されるポイント

(算式)

前1.により算出されるポイント

× 役務対象期間のうち取締役等として在任していた期間の月数 ÷ 12か月

(1ポイント未満の端数がある場合は切り捨てとします。)

ただし、月の途中で退任する場合は、退任日を含む月を役務対象期間に含むものとします。

() 役務対象期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント
次のAの算式により算出されるポイントおよびBの算式により算出されるポイントの合計ポイント

A. 変更前の役位である期間に応じたポイント

(算式)

変更前の役位に応じた役位ポイント(2)

× 評価対象期間における業績に応じた業績連動支給率(3)

× (役務対象期間のうち変更前の役位で在任していた期間の月数 ÷ 12か月)

(1ポイント未満の端数がある場合は切り捨てとします。)

B. 変更後の役位である期間に応じたポイント

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{変更後の役位に応じた役位ポイント(2)} \\ & \quad \times \text{評価対象期間における業績に応じた業績連動支給率(3)} \\ & \quad \times \text{(役務対象期間のうち変更後の役位で在任していた期間の月数 \div 12か月)} \\ & \text{(1ポイント未満の端数がある場合は切り捨てとします。)} \end{aligned}$$

(八) 給付する株式数および金銭額

給付を受ける権利を取得した受給予定者への給付は、次の1.および2.に定めるものとします。

1. 任期満了により取締役等を退任する場合

次の()に定める株式および()に定める金銭を給付します。

() 株式

次の算式により「1ポイント = 1株」として算出される株式数

(算式)

$$\text{株式数} = \{ \text{保有ポイント数} - \text{単元株に相当するポイント数未満の端数(以下、「単元未満ポイント数」といいます。)} \} \times 80\% \text{(株式数の算出にあたり単元株未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。)}$$

() 金銭

次の算式により算出される金銭額

(算式)

$$\begin{aligned} \text{金銭額} = & \{ \text{給付株式数} \times 20\% \text{(単元株未満の端数は単元株に切り上げます。)} \\ & + \text{単元未満ポイント数} \} \times \text{退任日時点における当社株式の時価} \end{aligned}$$

2. 辞任により取締役等を退任する場合

評価対象期間の末日を待たず取締役等を退任する場合は、退任する日の属する役務対象期間に応じたポイントは付与しないものとし、既に保有しているポイント数を給付します。

(算式)

$$\text{株式数} = \text{保有ポイント数}$$

(二) 遺族給付の額

遺族給付の額は、次の算式により算出される金額とします。

(算式)

$$\text{遺族給付の額} = \text{保有ポイント数} \times \text{死亡日時点における当社株式の時価}$$

(ホ) 株式の時価

当社株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所(東京証券取引所)における終値または気配値とし、当該日に終値または気配値が公表されない場合にあっては、終値または気配値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

(ヘ) 業績連動数値目標および実績

業績連動数値目標および実績は以下のとおりであります。

項 目	2022年3月期 (目標)	2022年3月期 (実績)
連結営業収益(百万円)	56,000	48,254
連結経常利益(百万円)	2,570	1,431
連結ROE	6.5%	3.8%

(ト) 付与するポイント数の上限

各評価対象期間に付与するポイント数の上限は30,000ポイントとします。内訳は以下のとおりであります。

会社名	ポイント数
株式会社エスライン	10,000
株式会社エスラインギフ	17,800
株式会社エスラインヒダ	1,100
株式会社スリーエス物流	1,100

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	31	28	2	-	-	9
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	11	10	1	-	-	1
社外役員	5	4	1	-	-	2

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

(株)エスラインにおける株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社(最大保有会社)である当社について、以下のとおりであります。

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(イ) 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式の保有の可否につきましては、当該保有先との事業上の円滑かつ良好な取引関係の維持・強化、経営戦略上の重要な事業提携等の保有目的などを総合的に勘案した結果、その保有の意義が認められるものを除き、原則保有しないことを基本方針としております。

また、保有にあたりましては、毎年取締役会において、個別銘柄毎に保有目的の適切性や中長期的な経済合理性や将来の見通し、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の観点からその保有の意義の検証を行っております。検証の結果、保有意義がないと判断したものについては、売却・処分いたします。

政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容を十分に精査したうえで、適切に議決権を行使いたします。

(ロ) 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式以外の株式	14	959

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	1	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

(八) 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
イオン(株)	167,427	166,965	営業取引の維持拡大を図るため保有 取引先持株会を通じた買付による増加	無
	436	550		
(株)大垣共立銀行	90,444	90,444	銀行取引を円滑にするため保有	有
	172	201		
日本トランスシティ (株)	123,480	123,480	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	74	69		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グ ループ	97,890	97,890	銀行取引を円滑にするため保有	無
	74	57		
(株)十六フィナンシャ ルグループ (注)2	31,392	31,392	銀行取引を円滑にするため保有	無
	68	69		
(株)ダイショー	41,760	41,760	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	57	56		
(株)文溪堂	30,100	30,100	営業取引の維持拡大を図るため保有	有
	36	40		
(株)みずほフィナン シャルグループ	6,731	6,731	銀行取引を円滑にするため保有	無
	10	10		
(株)ハピネット	5,200	5,200	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	7	7		
セイノーホールディ ングス(株)	6,037	6,037	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	6	9		
(株)トーカイ	2,662	2,662	営業取引の維持拡大を図るため保有	有
	4	6		
大王製紙(株)	2,000	2,000	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	3	3		
(株)タキヒヨー	2,592	2,592	営業取引の維持拡大を図るため保有	有
	3	4		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本トムソン(株)	5,400	5,400	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	2	3		

- (注) 1 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有にあたりましては、毎年取締役会において、個別銘柄毎に保有目的の適切性や中長期的な経済合理性や将来の見通し、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の観点からその保有の意義の検証を行っております。
- 2 (株)十六銀行が2021年10月1日を株式移転日として、単独で完全親会社となる(株)十六フィシャルグループを設立したことにもない、普通株式1株につき1株の割合をもって割当交付を受けております。

(b) 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	15	32	15	32
非上場株式以外の株式	2	117	2	145

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	1	-	(注)
非上場株式以外の株式	1	-	101

- (注) 非上場株式については、市場価格がないことから「評価損益の合計額」は記載しておりません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容および変更等について適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,074	3,957
受取手形	302	273
営業未収入金	5,564	5,475
貯蔵品	78	73
その他	561	776
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	10,580	10,554
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4 12,860	4 12,805
機械装置及び運搬具(純額)	2,854	2,821
土地	4 11,154	4 12,080
リース資産(純額)	82	82
建設仮勘定	221	431
その他(純額)	259	228
有形固定資産合計	2 27,432	2 28,450
無形固定資産		
その他	165	151
無形固定資産合計	165	151
投資その他の資産		
投資有価証券	3 1,523	3 1,379
退職給付に係る資産	73	218
繰延税金資産	125	121
その他	917	779
貸倒引当金	9	12
投資その他の資産合計	2,629	2,486
固定資産合計	30,227	31,088
資産合計	40,808	41,643

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	550	519
営業未払金	4,493	4,553
短期借入金	4,230	4,230
1年内返済予定の長期借入金	4,139	1,229
リース債務	28	34
未払法人税等	496	183
賞与引当金	501	491
役員賞与引当金	35	36
設備関係支払手形	0	1
その他	1,828	6,185
流動負債合計	9,559	8,466
固定負債		
長期借入金	410	1,635
リース債務	52	45
繰延税金負債	2,462	2,419
役員退職慰労引当金	79	56
株式給付引当金	21	42
役員株式給付引当金	33	25
退職給付に係る負債	2,418	2,424
資産除去債務	611	630
その他	236	236
固定負債合計	6,327	7,516
負債合計	15,886	15,982
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,237	2,237
資本剰余金	2,959	2,959
利益剰余金	19,351	20,018
自己株式	256	251
株主資本合計	24,292	24,964
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	487	368
繰延ヘッジ損益	76	153
退職給付に係る調整累計額	64	174
その他の包括利益累計額合計	629	696
純資産合計	24,922	25,660
負債純資産合計	40,808	41,643

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益	47,782	1 48,254
営業原価	2 44,637	2 45,195
営業総利益	3,145	3,059
販売費及び一般管理費	2, 3 1,641	2, 3 1,744
営業利益	1,503	1,314
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	26	29
仕入割引	17	12
受取手数料	9	8
受取賃貸料	26	27
助成金収入	47	25
持分法による投資利益	16	8
物品売却益	2	14
その他	6	13
営業外収益合計	152	140
営業外費用		
支払利息	7	6
売上割引	3	-
債権売却損	16	14
その他	0	1
営業外費用合計	27	23
経常利益	1,629	1,431
特別利益		
固定資産売却益	4 36	4 35
投資有価証券売却益	3	-
受取保険金	-	23
特別利益合計	40	58
特別損失		
固定資産除売却損	5 85	5 17
災害による損失	23	-
特別損失合計	109	17
税金等調整前当期純利益	1,560	1,472
法人税、住民税及び事業税	796	529
法人税等調整額	206	23
法人税等合計	589	506
当期純利益	971	966
親会社株主に帰属する当期純利益	971	966

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	971	966
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	190	119
繰延ヘッジ損益	76	76
退職給付に係る調整額	60	110
その他の包括利益合計	327	67
包括利益	1,298	1,033
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,298	1,033

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,237	2,959	18,578	255	23,519
当期変動額					
剰余金の配当			197		197
親会社株主に帰属する 当期純利益			971		971
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	773	0	773
当期末残高	2,237	2,959	19,351	256	24,292

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	297	-	4	301	23,821
当期変動額					
剰余金の配当					197
親会社株主に帰属する 当期純利益					971
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	190	76	60	327	327
当期変動額合計	190	76	60	327	1,100
当期末残高	487	76	64	629	24,922

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,237	2,959	19,351	256	24,292
会計方針の変更による累積的影響額			58		58
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,237	2,959	19,293	256	24,234
当期変動額					
剰余金の配当			241		241
親会社株主に帰属する当期純利益			966		966
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				5	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	724	4	729
当期末残高	2,237	2,959	20,018	251	24,964

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	487	76	64	629	24,922
会計方針の変更による累積的影響額					58
会計方針の変更を反映した当期首残高	487	76	64	629	24,863
当期変動額					
剰余金の配当					241
親会社株主に帰属する当期純利益					966
自己株式の取得					0
自己株式の処分					5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	119	76	110	67	67
当期変動額合計	119	76	110	67	797
当期末残高	368	153	174	696	25,660

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,560	1,472
減価償却費	1,810	1,918
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	3
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	57	1
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4	22
賞与引当金の増減額(は減少)	37	10
役員賞与引当金の増減額(は減少)	17	1
株式給付引当金の増減額(は減少)	21	20
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	-	8
受取利息及び受取配当金	27	29
支払利息	7	6
持分法による投資損益(は益)	16	8
投資有価証券売却損益(は益)	3	-
有形固定資産売却損益(は益)	36	34
有形固定資産除却損	85	16
営業債権の増減額(は増加)	201	30
棚卸資産の増減額(は増加)	0	4
営業債務の増減額(は減少)	8	28
その他	85	213
小計	3,296	3,604
利息及び配当金の受取額	29	32
利息の支払額	6	7
法人税等の還付額	135	97
法人税等の支払額	731	997
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,722	2,729
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	116	126
定期預金の払戻による収入	310	130
投資有価証券の取得による支出	8	3
投資有価証券の売却による収入	11	-
有形固定資産の取得による支出	4,306	3,628
有形固定資産の売却による収入	37	36
無形固定資産の取得による支出	6	56
その他	82	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,161	3,628
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	90	-
長期借入れによる収入	-	2,800
長期借入金の返済による支出	1,258	1,738
リース債務の返済による支出	44	31
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	197	241
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,590	788
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,030	110
現金及び現金同等物の期首残高	6,965	3,934
現金及び現金同等物の期末残高	3,934	3,824

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 18社

連結子会社名は、「第1 企業の概況」の「4 関係会社の状況」に記載しております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました(株)宅配百十番岐阜は、2021年10月1日付で(株)スワロー物流(同日付で商号を(株)スワロー物流岐阜に変更)と合併したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社名

(株)エストピア、(株)宅配百十番商事

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

非連結子会社 1社 (株)エストピア

(2) 持分法を適用した関連会社数

関連会社 1社 T S トランスポート(株)

(3) 持分法を適用しない非連結子会社名

非連結子会社 1社 (株)宅配百十番商事

適用外の会社は親会社株主に帰属する当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。

棚卸資産

主に、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)。

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

また、一部の賃貸固定資産については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

株式給付引当金

連結子会社が株式給付規程に定める従業員への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規程に定める取締役への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの物流関連事業において主なサービス部門として「輸送サービス」「物流サービス」「ホームサービス」があり、部門ごとの履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は、以下のとおりであります。

輸送サービスにおきましては、主にトラックによる貨物の企業間輸送を行っており、当該サービスは顧客から預かった商品を顧客が指定する送り先に引渡すまで一定期間にわたり履行義務を充足する取引と判断していることから、履行義務の充足に伴って収益を認識しております。

物流サービスにおきましては、商品保管や物流加工を通じた物流サービスの提供を行っており、当該サービスは作業が完了した時点において顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、作業完了時点で収益を認識しております。

ホームサービスにおきましては、主に大型貨物の個人宅配業務を行っており、当該サービスは宅配商品の据付作業が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、据付作業完了時点で収益を認識しております。

対価については、いずれも履行義務の充足時点から概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...商品スワップ取引

ヘッジ対象...燃料購入に係る予定取引の一部

ヘッジ方針

連結子会社は取引権限および取引限度額を定めた社内管理規程に基づき、燃料価格の市場相場変動に対するリスク回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

小規模企業等における簡便法の採用

(株)エスラインギフを除く連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・要求払預金および3か月以内の定期預金からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	125百万円	121百万円
繰延税金負債	2,462百万円	2,419百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消または税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しています。

繰延税金資産の回収可能性の判断は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類、将来の課税所得の見積額、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールに依存します。将来の課税所得の見積額の基礎となる事業計画に含まれる将来の営業収益および軽油価格等の予測には、重要な判断を伴う主要な仮定が含まれています。また、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールに含まれる将来の退職給付等の予測においても、重要な判断を伴う主要な仮定が含まれています。

これらの主要な仮定は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産および繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は物流関連事業において貨物の発送日に収益を認識しておりましたが、履行義務の充足に伴って収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は58百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これにより、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「物品売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた8百万円は、「物品売却益」2百万円、「その他」6百万円として組み替えております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT))

(1)取引の概要

当社は、2017年5月19日開催の取締役会において、当社の取締役および当社の子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役等」といいます。)に対し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「BBT制度」といいます。)を導入することを決議し、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において承認されました。

BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、BBT制度に基づき設定される信託を「BBT信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)がBBT信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

BBT制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(2)信託に残存する自社の株式

BBT信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度75百万円、61,900株、当連結会計年度70百万円、58,000株であります。

(株式給付信託(J-E SOP))

(1)取引の概要

当社は、2019年11月7日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社エスラインギフ(以下、「エスラインギフ」といいます。)の従業員に対し、株式給付制度「株式給付信託(J-E SOP)」(以下、「J-E SOP制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。

J-E SOP制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、J-E SOP制度に基づき設定される信託を「J-E SOP信託」といいます。)を通じて取得され、エスラインギフが定めた株式給付規定に基づき、一定の要件を満たしたエスラインギフの従業員に対し当社株式および当社株式を退職日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)がJ-E SOP信託を通じて給付される制度です。なお、エスラインギフの従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、退職時とします。

J-E SOP制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(2)信託に残存する自社の株式

J-E SOP信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度76百万円、73,500株、当連結会計年度76百万円、73,200株であります。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響について、翌連結会計年度も一定の影響はあるものの経済活動は徐々に回復すると仮定して、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを検討しており、現時点で当該見積りによる連結財務諸表に与える影響は軽微と判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化により翌期以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	1百万円	0百万円

2 有形固定資産に対する減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有形固定資産に対する減価償却累計額	24,302百万円	25,603百万円

3 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
投資有価証券(株式)	200百万円	206百万円

4 担保資産および担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
建物(帳簿価額)	443百万円	415百万円
土地(帳簿価額)	2,116百万円	2,116百万円
計	2,560百万円	2,531百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
短期借入金	20百万円	20百万円
1年内返済予定の長期借入金	500百万円	-百万円
計	520百万円	20百万円

5 コミットメントライン契約

当社は、機動的かつ安定的な資金調達を行うため取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	-百万円	-百万円
差引額	3,000百万円	3,000百万円

6 契約負債については、「流動負債」の「その他」に計上しています。「その他」のうち契約負債の金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
契約負債	32百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
賞与引当金繰入額	501百万円	491百万円
役員賞与引当金繰入額	35百万円	36百万円
役員退職慰労引当金繰入額	4百万円	4百万円
株式給付引当金繰入額	21百万円	21百万円
役員株式給付引当金繰入額	- 百万円	2百万円

3 販売費及び一般管理費の主要な費目

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
人件費	1,082百万円	1,059百万円
(賞与引当金繰入額)	(31百万円)	(28百万円)
(役員賞与引当金繰入額)	(35百万円)	(36百万円)
(退職給付費用)	(11百万円)	(13百万円)
減価償却費	29百万円	40百万円
施設使用料	224百万円	306百万円

4 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具	36百万円	35百万円
売却益計	36百万円	35百万円

5 固定資産除売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
除却		
建物及び構築物	84百万円	12百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	4百万円
その他(工具器具備品)	0百万円	0百万円
除却損計	85百万円	16百万円
売却		
機械装置及び運搬具	- 百万円	0百万円
売却損計	- 百万円	0百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	275百万円	153百万円
組替調整額	3百万円	- 百万円
税効果調整前	271百万円	153百万円
税効果額	80百万円	33百万円
その他有価証券評価差額金	190百万円	119百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	115百万円	115百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	115百万円	115百万円
税効果額	39百万円	38百万円
繰延ヘッジ損益	76百万円	76百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	71百万円	108百万円
組替調整額	19百万円	10百万円
税効果調整前	90百万円	118百万円
税効果額	30百万円	8百万円
退職給付に係る調整額	60百万円	110百万円
その他の包括利益合計	327百万円	67百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,095,203	-	-	11,095,203

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	253,442	248	-	253,690

(注) 1 普通株式の自己株式数には、株式給付信託(BBT)および株式給付信託(J-E SOP)が保有する当社株式(当連結会計年度期首135,400株、当連結会計年度末135,400株)が含まれております。

2 変動事由の概要

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 248株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	109	10	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	87	8	2020年9月30日	2020年12月10日

(注) 1 2020年6月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)および株式給付信託(J-E SOP)が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2 2020年11月6日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)および株式給付信託(J-E SOP)が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	153	14	2021年3月31日	2021年6月30日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)および株式給付信託(J-E SOP)が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	11,095,203	-	-	11,095,203

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	253,690	97	4,200	249,587

（注）1 普通株式の自己株式数には、株式給付信託（BBT）および株式給付信託（J-E S O P）が保有する当社株式（当連結会計年度期首135,400株、当連結会計年度末131,200株）が含まれております。

2 変動事由の概要

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 97株

減少の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託（BBT）の給付による減少 3,700株

株式給付信託（J-E S O P）の当社株式の売却による減少 300株

株式給付信託（BBT）の当社株式の売却による減少 200株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	153	14	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	87	8	2021年9月30日	2021年12月9日

（注）1 2021年6月29日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）および株式給付信託（J-E S O P）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2 2021年11月5日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）および株式給付信託（J-E S O P）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	153	14	2022年3月31日	2022年6月30日

（注） 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）および株式給付信託（J-E S O P）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
現金及び預金	4,074百万円	3,957百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	139百万円	133百万円
現金及び現金同等物	3,934百万円	3,824百万円

(リース取引関係)

1 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(貸主側)

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

前連結会計年度(2021年3月31日)

	建物	合計
取得価額	629百万円	629百万円
減価償却累計額	538百万円	538百万円
期末残高	91百万円	91百万円

当連結会計年度(2022年3月31日)

	建物	合計
取得価額	629百万円	629百万円
減価償却累計額	559百万円	559百万円
期末残高	70百万円	70百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	35百万円	36百万円
1年超	132百万円	95百万円
合計	168百万円	132百万円

(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
受取リース料	35百万円	35百万円
減価償却費	24百万円	21百万円
受取利息相当額	4百万円	3百万円

(4) 利息相当額の算定方法

利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。

2 ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、物流関連事業における荷役設備であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

3 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	62百万円	62百万円
1年超	985百万円	923百万円
合計	1,047百万円	985百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	187百万円	179百万円
1年超	1,830百万円	1,651百万円
合計	2,018百万円	1,830百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避する目的として利用し、投機目的の取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形および営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および営業未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。償還日は当連結決算日後、最長で4年後であります。長期借入金の金利の変動リスクを回避するため固定金利型借入金を導入しております。

デリバティブ取引は、商品(車両燃料)の市場相場変動リスクを回避する目的として商品スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、事務管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券は、資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、取引相手を大手金融機関およびその子会社等に限定して取引を行っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針および定められた権限に基づいて行われており、取引状況は定期的に開催される取締役会に報告されており、取引状況の把握ならびに必要な対応について協議されております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性を弾力的に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「デリバティブ取引関係」注記における「デリバティブ取引に関する契約額等」については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形	302	302	-
(2) 営業未収入金	5,564	5,564	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,289	1,289	-
資産計	7,156	7,156	-
(1) 支払手形	550	550	-
(2) 営業未払金	4,493	4,493	-
(3) 短期借入金	230	230	-
(4) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	1,803	1,803	0
負債計	7,077	7,077	0
デリバティブ取引(*3)	115	115	-

(*1) 「現金及び預金」については、現金であることおよび短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	234

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	1,140	1,140	-
資産計	1,140	1,140	-
長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	2,865	2,863	1
負債計	2,865	2,863	1
デリバティブ取引(*3)	231	231	-

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「営業未収入金」、「支払手形」、「営業未払金」、「短期借入金」については、現金であることおよび短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式	239

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,074	-	-	-
受取手形	302	-	-	-
営業未収入金	5,564	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	9,941	-	-	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,957	-	-	-
受取手形	273	-	-	-
営業未収入金	5,475	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	9,706	-	-	-

(注) 2 借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	230	-	-	-	-	-
長期借入金	1,393	362	47	-	-	-
合計	1,623	362	47	-	-	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	230	-	-	-	-	-
長期借入金	1,229	914	561	158	-	-
合計	1,459	914	561	158	-	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,140	-	-	1,140
デリバティブ取引	-	231	-	231
資産計	1,140	231	-	1,371

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	2,863	-	2,863
負債計	-	2,863	-	2,863

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

原油スワップ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,018	321	697
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	1,018	321	697
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	270	278	7
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	270	278	7
合計	1,289	599	689

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	899	325	574
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	899	325	574
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	240	278	38
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	240	278	38
合計	1,140	603	536

2 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	11	3	-
合計	11	3	-

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

商品関連

前連結会計年度（2021年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	原油スワップ取引 変動受取 固定支払	車両燃料	288	144	115

当連結会計年度（2022年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	原油スワップ取引 変動受取 固定支払	車両燃料	144	-	231

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

連結子会社は、確定給付による退職給付制度を採用しており、規約型確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度(積立型制度)では、勤務期間等に基づいた一時金または年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度)では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給しております。

なお、連結子会社のうち、㈱エスラインギフを除く会社が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,513百万円	3,476百万円
勤務費用	163百万円	166百万円
利息費用	5百万円	8百万円
数理計算上の差異の発生額	17百万円	107百万円
退職給付の支払額	223百万円	157百万円
退職給付債務の期末残高	3,476百万円	3,387百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	986百万円	1,081百万円
期待運用収益	19百万円	21百万円
数理計算上の差異の発生額	89百万円	0百万円
事業主からの拠出額	56百万円	50百万円
退職給付の支払額	69百万円	47百万円
年金資産の期末残高	1,081百万円	1,108百万円

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	39百万円	23百万円
退職給付に係る資産の期首残高	50百万円	73百万円
退職給付費用	24百万円	51百万円
退職給付の支払額	25百万円	40百万円
制度への拠出額	37百万円	34百万円
退職給付に係る負債の期末残高	23百万円	17百万円
退職給付に係る資産の期末残高	73百万円	90百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,451百万円	1,428百万円
年金資産	1,582百万円	1,628百万円
	131百万円	200百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,476百万円	2,406百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,345百万円	2,206百万円
退職給付に係る負債	2,418百万円	2,424百万円
退職給付に係る資産	73百万円	218百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,345百万円	2,206百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	163百万円	166百万円
利息費用	5百万円	8百万円
期待運用収益	19百万円	21百万円
数理計算上の差異の費用処理額	19百万円	10百万円
簡便法で計算した退職給付費用	24百万円	51百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	193百万円	215百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
数理計算上の差異	90百万円	118百万円
合計	90百万円	118百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未認識数理計算上の差異	97百万円	216百万円
合計	97百万円	216百万円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
債券	54%	53%
株式	25%	23%
一般勘定	14%	14%
その他	7%	10%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
割引率	0.10%～0.72%	0.07%～0.97%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
予想昇給率	1.46%～2.04%	1.27%～1.56%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	3百万円	4百万円
賞与引当金	169百万円	165百万円
退職給付に係る負債	816百万円	818百万円
役員退職慰労引当金	25百万円	18百万円
営業未払金	71百万円	62百万円
未払事業税	41百万円	15百万円
未実現利益	99百万円	99百万円
税務上の繰越欠損金	31百万円	40百万円
減価償却超過額	296百万円	310百万円
資産除去債務	206百万円	207百万円
その他	148百万円	152百万円
繰延税金資産小計	1,910百万円	1,897百万円
評価性引当額	1,161百万円	1,114百万円
繰延税金資産合計	749百万円	782百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮額	2,685百万円	2,630百万円
資産除去債務に対応する除去費用	133百万円	127百万円
その他有価証券評価差額金	201百万円	167百万円
繰延ヘッジ損益	39百万円	78百万円
その他	26百万円	77百万円
繰延税金負債合計	3,086百万円	3,081百万円
繰延税金負債の純額	2,337百万円	2,298百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	29.9%	29.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%	1.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%	0.1%
住民税均等割等	1.3%	1.4%
評価性引当額の増減	1.6%	1.0%
親会社と子会社の法定実効税率の差異	3.8%	3.9%
法人税額の特別控除	- %	0.6%
その他	0.1%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.8%	34.4%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

主に物流関連事業用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年から45年と見積り、割引率は0.25%から2.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	502百万円	611百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	105百万円	14百万円
時の経過による調整額	3百万円	4百万円
期末残高	611百万円	630百万円

(賃貸等不動産関係)

当社の一部連結子会社では、大阪市、名古屋市その他の地区において、資産の有効活用を図るため賃貸用の建物(土地を含む。)を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は208百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)であります。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は215百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	830	764
	期中増減額	65	60
	期末残高	764	704
期末時価		4,121	4,254

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、賃貸等不動産の減価償却費65百万円であります。当連結会計年度の主な減少は、賃貸等不動産の減価償却費60百万円であります。
3 時価の算定方法は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計		
輸送サービス	37,933	-	37,933	-	37,933
ホームサービス	5,144	-	5,144	-	5,144
物流サービス	4,365	-	4,365	-	4,365
その他サービス	46	-	46	-	46
その他	-	-	-	316	316
顧客との契約から生じる収益	47,489	-	47,489	316	47,805
その他の収益	-	448	448	-	448
外部顧客への営業収益	47,489	448	47,937	316	48,254

- (注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、旅客自動車運送事業、売電事業を含んでおります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,778	5,748
契約資産	-	-
契約負債	41	32

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの顧客との契約から生じる収益について、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務報告が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主に物流関連事業を営み、グループ各社毎に経営判断し、事業活動を展開しております。

「物流関連事業」は主に貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等を行っております。また、一部のグループ会社において不動産関連事業を営んでおります。「不動産関連事業」は資産を有効活用するための賃貸事業を行っております。

2 報告セグメントごとの営業収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

「注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益または損失の測定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の物流関連事業の営業収益、セグメント利益は1百万円増加し、セグメント資産は87百万円減少しております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	47,024	449	47,474	308	47,782	-	47,782
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	47,024	449	47,474	308	47,782	-	47,782
セグメント利益	1,790	234	2,025	76	2,101	597	1,503
セグメント資産	33,591	847	34,439	275	34,715	6,093	40,808
その他の項目							
減価償却費	1,692	66	1,758	30	1,789	20	1,810
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	4,539	-	4,539	1	4,541	65	4,606

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、旅客自動車運送事業、売電事業を含んでおります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 597百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額6,093百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金、長期投資資金(投資有価証券)および管理部門に係る資産等であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、管理部門に係る設備投資65百万円であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	47,489	448	47,937	316	48,254	-	48,254
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	47,489	448	47,937	316	48,254	-	48,254
セグメント利益	1,641	241	1,882	62	1,945	630	1,314
セグメント資産	34,767	771	35,539	274	35,813	5,829	41,643
その他の項目							
減価償却費	1,790	63	1,853	32	1,886	31	1,918
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,864	-	2,864	10	2,875	33	2,909

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、旅客自動車運送事業、売電事業を含んでおります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 630百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額5,829百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金、長期投資資金(投資有価証券)および管理部門に係る資産等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、管理部門に係る設備投資33百万円であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度および当連結会計年度については、関連当事者との取引に関して記載すべき該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額 (円)	2,298.75	2,366.00
1株当たり当期純利益 (円)	89.57	89.11

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」および当社の一部のグループ会社社員対象の株式給付制度「株式給付信託(J-E SOP)」のために設定した、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度135千株、当連結会計年度131千株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度135千株、当連結会計年度132千株)。

3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	971	966
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	971	966
普通株式の期中平均株式数 (千株)	10,841	10,844

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】
【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	230	230	0.432	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,393	1,229	0.312	-
1年以内に返済予定のリース債務	28	34	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	410	1,635	0.363	2023年4月～ 2026年2月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	52	45	-	2023年4月～ 2026年10月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,115	3,175	-	-

(注)1 「長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)」の連結決算日後5年間における1年ごとの返済予定額の総額

(単位:百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	914	561	158	-
リース債務	25	10	6	3

2 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

3 「リース債務」の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	12,055	23,923	36,577	48,254
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	418	670	1,262	1,472
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	277	436	822	966
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	25.57	40.29	75.86	89.11

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	25.57	14.72	35.56	13.24

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39	41
営業未収入金	1 22	1 22
関係会社短期貸付金	3,126	3,723
その他	1 101	1 123
流動資産合計	3,289	3,910
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	5	3
無形固定資産合計	5	3
投資その他の資産		
投資有価証券	1,270	1,109
関係会社株式	2,898	2,898
関係会社長期貸付金	11,202	12,266
その他	7	5
貸倒引当金	-	1
投資その他の資産合計	15,378	16,278
固定資産合計	15,383	16,281
資産合計	18,672	20,192
負債の部		
流動負債		
営業未払金	1 33	1 53
1年内返済予定の長期借入金	793	1,229
未払金	6	3
未払法人税等	6	5
預り金	1 5,399	1 5,134
役員賞与引当金	4	5
その他	0	0
流動負債合計	6,244	6,432
固定負債		
長期借入金	410	1,635
繰延税金負債	427	389
役員退職慰労引当金	47	22
役員株式給付引当金	8	5
その他	0	0
固定負債合計	894	2,053
負債合計	7,138	8,485

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,237	2,237
資本剰余金		
資本準備金	2,299	2,299
その他資本剰余金	769	769
資本剰余金合計	3,068	3,068
利益剰余金		
利益準備金	351	351
その他利益剰余金		
別途積立金	70	70
繰越利益剰余金	5,659	5,952
利益剰余金合計	6,080	6,373
自己株式	256	251
株主資本合計	11,130	11,428
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	403	278
評価・換算差額等合計	403	278
純資産合計	11,534	11,707
負債純資産合計	18,672	20,192

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益	1 723	1 826
営業総利益	723	826
販売費及び一般管理費	1, 2 307	1, 2 339
営業利益	415	486
営業外収益		
受取利息	1 31	1 34
受取配当金	24	25
その他	1	1
営業外収益合計	57	61
営業外費用		
支払利息	1 12	1 12
貸倒引当金繰入額	-	1
その他	-	0
営業外費用合計	12	14
経常利益	460	534
特別利益		
投資有価証券売却益	3	-
特別利益合計	3	-
税引前当期純利益	463	534
法人税、住民税及び事業税	3	1
法人税等調整額	2	1
法人税等合計	5	0
当期純利益	458	534

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,237	2,299	769	3,068	351	70	5,399
当期変動額							
剰余金の配当							197
当期純利益							458
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	260
当期末残高	2,237	2,299	769	3,068	351	70	5,659

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	5,820	255	10,870	219	219	11,090
当期変動額						
剰余金の配当	197		197			197
当期純利益	458		458			458
自己株式の取得		0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				183	183	183
当期変動額合計	260	0	260	183	183	444
当期末残高	6,080	256	11,130	403	403	11,534

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,237	2,299	769	3,068	351	70	5,659
当期変動額							
剰余金の配当							241
当期純利益							534
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	292
当期末残高	2,237	2,299	769	3,068	351	70	5,952

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	6,080	256	11,130	403	403	11,534
当期変動額						
剰余金の配当	241		241			241
当期純利益	534		534			534
自己株式の取得		0	0			0
自己株式の処分		5	5			5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				124	124	124
当期変動額合計	292	4	297	124	124	172
当期末残高	6,373	251	11,428	278	278	11,707

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。

2 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に定める取締役への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

営業収益

子会社および関連会社から受領した配当金(前事業年度459百万円、当事業年度556百万円)および経営指導料(前事業年度264百万円、当事業年度269百万円)を営業収益として計上しております。

なお、経営指導料については、経営管理全般に対する支援対価として、子会社および関連会社の営業収益の一定割合を受領しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これにより、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT))

(1) 取引の概要

当社は、2017年5月19日開催の取締役会において、当社の取締役および当社の一部の子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役等」といいます。)に対し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「BBT制度」といいます。)を導入することを決議し、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において承認されました。

BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、BBT制度に基づき設定される信託を「BBT信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)がBBT信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

BBT制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(2) 信託に残存する自社の株式

B B T信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度75百万円、61,900株、当事業年度70百万円、58,000株であります。

(株式給付信託（J - E S O P））

(1) 取引の概要

当社は、2019年11月7日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社エスラインギフ（以下、「エスラインギフ」といいます。）の従業員に対し、株式給付制度「株式給付信託（J - E S O P）」（以下、「J - E S O P制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

J - E S O P制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、J - E S O P制度に基づき設定される信託を「J - E S O P信託」といいます。）を通じて取得され、エスラインギフが定めた株式給付規定に基づき、一定の要件を満たしたエスラインギフの従業員に対し当社株式および当社株式を退職日時時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）がJ - E S O P信託を通じて給付される制度です。なお、エスラインギフの従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、退職時とします。

J - E S O P制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(2) 信託に残存する自社の株式

J - E S O P信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度76百万円、73,500株、当事業年度76百万円、73,200株であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	22百万円	23百万円
短期金銭債務	5,408百万円	5,144百万円

2 偶発債務

銀行借入金等に対し次のとおり債務保証しております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
(株)エスラインミノ	205百万円	205百万円
(株)エスラインギフ	718百万円	120百万円
(株)エスライン九州	13百万円	13百万円
(株)スリーエス物流	8百万円	10百万円
(株)エスライン各務原	4百万円	4百万円
(株)宅配百十番岐阜	1百万円	- 百万円
(株)スワローセキュリティーサービス	3百万円	2百万円
(株)スワロー物流岐阜	- 百万円	2百万円
計	954百万円	357百万円

3 コミットメントライン契約

当社は、機動的かつ安定的な資金調達を行うため取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
計	3,000百万円	3,000百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益	723百万円	826百万円
営業費用	145百万円	147百万円
営業取引以外の取引高	40百万円	32百万円

2 販売費及び一般管理費の主要な費目

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
業務委託費	99百万円	99百万円
人件費	54百万円	51百万円
施設使用料	54百万円	55百万円
支払報酬	47百万円	47百万円
支払手数料	14百万円	45百万円

なお、当社は純粋持株会社であるため、全て一般管理費に属する費用であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2021年3月31日)
(1) 子会社株式	2,866
(2) 関連会社株式	32
計	2,898

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	当事業年度 (2022年3月31日)
(1) 子会社株式	2,866
(2) 関連会社株式	32
計	2,898

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
(繰延税金資産)		
有価証券評価損	94百万円	94百万円
役員退職慰労引当金	14百万円	6百万円
営業未払金	3百万円	3百万円
役員株式給付引当金	2百万円	1百万円
未払事業税	1百万円	1百万円
税務上の繰越欠損金	1百万円	12百万円
その他	0百万円	0百万円
繰延税金資産小計	117百万円	121百万円
評価性引当額	114百万円	117百万円
繰延税金資産合計	3百万円	4百万円
(繰延税金負債)		
会社分割による子会社株式	232百万円	232百万円
投資有価証券	26百万円	26百万円
その他有価証券評価差額金	170百万円	133百万円
その他	1百万円	1百万円
繰延税金負債合計	431百万円	394百万円
繰延税金負債の純額	427百万円	389百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
法定実効税率	29.9%	29.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	29.9%	31.5%
住民税均等割等	0.2%	0.2%
評価性引当額の増減	0.4%	0.5%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.2%	0.0%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 営業収益」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
無形固定資産	ソフトウェア	5	-	-	1	3	-
計		5	-	-	1	3	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	-	1	-	1
役員賞与引当金	4	5	4	5
役員退職慰労引当金	47	-	24	22
役員株式給付引当金	8	-	3	5

(注) 引当金の計上基準は、個別財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 3 引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額およびこれに係る消費税等の額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。電子公告は、当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおりである。(http://sline.co.jp/)ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	株主優待 1 対象となる株主 毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された当社株式100株(1単元)以上保有する株主 2 優待内容 保有年数3年未満 QUOカード1,000円分 保有年数3年以上 QUOカード2,000円分

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第82期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 2021年6月30日東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月30日東海財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第83期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） 2021年8月10日東海財務局長に提出。

第83期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日） 2021年11月8日東海財務局長に提出。

第83期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日） 2022年2月14日東海財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2021年7月1日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月29日

株式会社エスライン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 浩二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社エスラインギフにおける繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社エスラインの当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産121百万円が計上されている。連結財務諸表注記（税効果会計関係）に記載されているとおり、繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の金額は782百万円であり、その大半を占める株式会社エスラインギフにおける計上額が特に重要である。</p> <p>これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識される。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の見積額及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールに依存する。繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる株式会社エスラインギフの将来の課税所得の見積額は、同社の事業計画を基礎としているが、当該事業計画に含まれる将来の営業収益及び軽油価格等の予測には、経営者による判断を伴う主要な仮定が含まれており、不確実性が存在する。また、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールに含まれる将来の退職給付等の予測においても、経営者による判断を伴う主要な仮定が含まれており、不確実性が存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社エスラインギフにおける繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社エスラインギフにおける繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 将来の課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 将来の課税所得の見積額の合理性の検討 繰延税金資産の回収可能性の判断において重要となる、将来の課税所得の見積りに当たって採用された主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問したほか、主に以下の手続を実施した。 将来の課税所得の見積額について、基礎となる株式会社エスラインギフの事業計画との整合性を確認した。 株式会社エスラインギフにおける過去の課税所得の見積額と実績を比較してその差異の原因を検討するとともに、経営者が将来の課税所得の見積りの不確実性に関して適切に対処しているかどうかについて検討した。 将来減算一時差異の解消予定時期のスケジュールや将来の課税所得の見積りに含まれる申告調整項目について、当事業年度における課税所得の計算と比較して妥当であるかどうかを検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスラインの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エスラインが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月29日

株式会社エスライン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 浩二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスラインの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。